

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年6月18日

【発行者名】 インベスコ投信投資顧問株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 アレクサンダー・モーリス・プラウト

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー25階

【事務連絡者氏名】 三島 克哉

【電話番号】 (03) 6402 - 2700

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 先進国株式インデックス・ファンド

【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 5,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

先進国株式インデックス・ファンド（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権（契約型）（以下「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社であるインベスコ投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

格付

取得していません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

* 受益権1口当たりの各発行価格に、各発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

(4)【発行（売出）価格】

取得の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において、分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、委託会社の営業日に日々算出されます。当ファンドの基準価額は、原則として、計算日の翌日の日本経済新聞朝刊に「先進国イ」の銘柄名で掲載されます。また、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(5)【申込手数料】

申込手数料¹は、申込口数、申込金額²または申込代金³などに応じて、取得の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める2.10%（税抜2.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。

詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

1 申込手数料には、申込手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。

2 「申込金額」とは、「取得の申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数」により計算される金額をいいます。

3 「申込代金」とは、「申込金額+申込手数料（税込）」により計算される金額をいいます。

「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(6)【申込単位】

申込単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

* 「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

(7)【申込期間】

継続申込期間：平成22年7月5日から平成23年3月16日まで

* 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社において、お申し込みを取り扱います。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(9)【払込期日】

受益権の取得申し込みを行う投資者は、販売会社の定める日までに、申込代金をお申し込みの販売会社にお支払ください。

継続申込期間における各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社によって、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

販売会社において、払い込みを取り扱います。販売会社の詳細は、後記「ファンドに関する照会先」に問い合わせることにより知ることができます。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関：株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

申込代金の利息

申込代金には利息を付しません。

日本以外の地域における発行

行いません。

クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用

ありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程などの規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、解約金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還などがコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」とい

います。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

申込不可日

ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のイースター、クリスマスおよびボクシング・デーにあたる英国証券取引所の休業日のいずれかに該当する日には、取得のお申し込みの受け付けを行いません。

ファンドに関する照会先

インベスコ投信投資顧問株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6402-2700

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ <http://www.invesco.co.jp/>

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、MSCIワールド・インデックス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの基本的性格

a. ファンドの商品分類

商品分類項目		商品分類の定義
単位型・追加型の別	単位型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
	追加型投信	
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	
	内外	
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	
	不動産投信 資産複合	
補足分類	インデックス型	目論見書または信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるもの
	特殊型	

* 当ファンドの商品分類を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

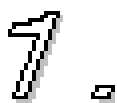
b. ファンドの属性区分

属性区分項目		属性区分の定義
投資対象資産	株式	目論見書または信託約款において、その他資産（投資信託証券）を投資対象とする旨の記載があるもの 当ファンドが投資対象とする投資信託証券（親投資信託）は、株式（一般）を投資対象としており、当ファンドの実質的な投資収益の源泉は株式（一般）です
	(一般)	
	(大型株)	
	(中小型株)	
	債券	
	(一般)	
	(公債)	
	(社債)	
(クレジット属性)		
不動産投信	不動産投信	
	その他資産（投資信託証券）	
	資産複合	
決算頻度	(資産配分固定型)	目論見書または信託約款において、年4回決算する旨の記載があるもの
	(資産配分変更型)	
	年1回	
	年2回	
	年4回	
年6回（隔月）		
年12回（毎月）		
日々		
その他		

投資対象地域	グローバル	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの なお、当ファンドにおいては「世界の資産」の中に「日本」を含みます
	北米	欧州	
	アジア	オセアニア	
	中南米	アフリカ	
	中近東（中東）	エマージング	
投資形態	ファミリーファンド		目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ		
為替ヘッジ	為替ヘッジあり		目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの
	為替ヘッジなし		
対象インデックス	日経225		「日経225」「TOPIX」にあてはまらないすべてのもの
	TOPIX		
	その他（MSCIワールド・インデックス）		

* 当ファンドの属性区分を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの特色



先進国株式インデックス・ファンド（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）は、主として、日本を含む世界の先進国の株式に投資を行います。

* ファンドは、インベスコ 先進国株式インデックス マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）を通じて投資を行います。

MSCIワールド・インデックス（円換算ベース）¹に連動した投資成果を目指すインデックス・ファンドです。

実質外貨建資産については、為替ヘッジは原則行いません。

* ファンドは、MSCIワールド・インデックスと連動することを目指して運用を行います。基準価額とMSCIワールド・インデックスの動きは乖離する場合があります。

* 為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、為替ヘッジを行うことがあります。

MSCIワールド・インデックスとは？

MSCI社(MSCI Inc.)が開発した先進国株式市場全体の動向をあらわす株価指数です。2010年5月末現在、日本を含む世界の先進国24カ国、1,658銘柄で構成されており、地域・国・業種・銘柄において幅広く分散されています。

【MSCIワールド・インデックスの構成国(24カ国)】

ヨーロッパ・中東地域 (17カ国)	アジア地域 (3カ国)	太平洋地域 (2カ国)	北米地域 (2カ国)
英国、アイルランド、イスラエル、イタリア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル	日本、香港、シンガポール	オーストラリア、ニュージーランド	米国、カナダ

(2010年5月末現在)

MSCIワールド・インデックスの構成国や構成銘柄等は適宜見直しが行われます。したがって、当ファンドの投資対象国および投資対象銘柄は事前の予告なく変更されることがあります。

出所：MSCI

2。

1 当ファンドは、MSCIワールド・インデックス（円換算ベース）をベンチマークとします。

MSCIワールド・インデックス（円換算ベース）とは、MSCIインクが算出する基準日前営業日のMSCIワールド・インデックス（米ドルベース）の数値を、委託会社が基準日当日の米ドル為替レート（対顧客電信売買相場の仲値）で独自に円換算したものです。

MSCIワールド・インデックス（米ドルベース）は、MSCIインクが算出する株式インデックス（指数）の一つです。MSCIインデックスは、MSCIインクの知的財産であり、MSCIはMSCIインクのサービスマークです。

この情報はMSCIインクの営業秘密であり、またその著作権はMSCIインクに帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。

また、ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものですが、その確実性及び完結性をMSCIインクは何ら保証するものではありません。

MSCIワールド・インデックスの構成国や構成銘柄等は、適宜見直しが行われます。したがって、当ファンドの投資対象国および投資対象銘柄は事前の予告なく変更されることがあります。

原則として3カ月に1度、分配を行います。

* 原則として3月、6月、9月、12月の各18日（決算日が休業日の場合は翌営業日）の決算時に、委託会社が分配方針に基づいて分配を行います。

* 下記の図は、分配のイメージを示したものであり、ファンドの将来の分配をお約束するものではありません。委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

3

【分配のイメージ】



繰越分を含めた経費控除後の利子・配当収益と売買益（評価益を含む）等から分配

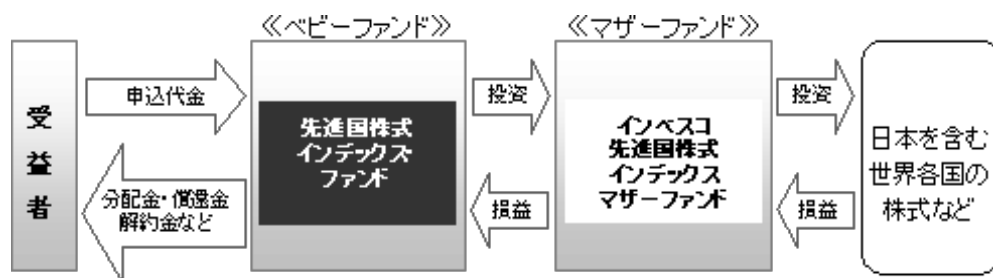
ファミリーファンド方式²で運用を行います。

投資状況により、マザーファンドと同様の運用を行う場合があります。

3 ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンド受益証券に投資して実質的な運用を行う仕組みです。

なお、ファンドは投資状況により、マザーファンドのほか株式等に直接投資する場合や、マザーファンドと同様の運用を行う場合があります。

4



ベンチマークについて

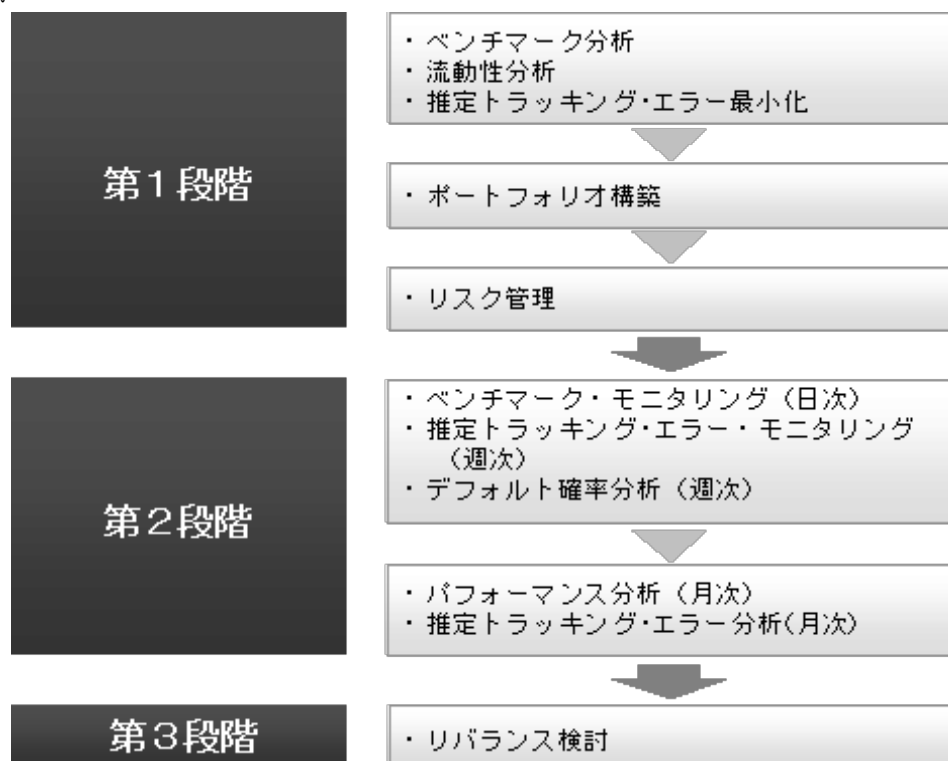
先進国株式市場の動きをあわらす代表的な株価指数～MSCIワールド・インデックス



ファンドの運用プロセス

運用プロセスの概要

ファンドの運用は、インデックスに連動する投資成果を目指し以下の3段階のプロセスで行います。



各運用プロセスの詳細

<p>第1段階 最適化されたポートフォリオを構築する過程</p>	<p>インベスコ・グループが独自に開発したリスク管理・ポートフォリオ構築システムを用いて、ファンドの運用金額およびインデックス構成銘柄の流動性等も勘案して、ポートフォリオの収益率がベンチマークに連動するよう組入銘柄および組入比率を決定します。 地域別、国別および業種別配分は、インデックスの各構成比率に基づきます。</p>
<p>第2段階 構築したポートフォリオを管理する過程</p>	<p>MSCIより、指数構成銘柄変更に関するデータ、および組入銘柄に関する買収、合併、選択権付配当等のコーポレート・アクションに関するデータを毎日取得し、推定トラッキング・エラーを監視します。また、情報ベンダーから財務データ等を取得し、全保有銘柄を対象にデフォルト確率を分析します。 運用管理部は、ファンドの運用リスク分析・パフォーマンス分析を行い、運用リスク管理委員会（IRMC）に報告します。</p>
<p>第3段階 リバランスを実施する過程</p>	<p>原則として、MSCIが行う定期的な指数構成銘柄の変更時にリバランスの実行を検討するほか、以下の場合等にも随時、機動的にリバランス取引を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 週次および月次で推定トラッキング・エラーのモニタリングを行った結果、社内管理目標を上回った場合 - コーポレート・アクション、浮動株式調整等により指数構成銘柄、組入比率等が変更となった場合

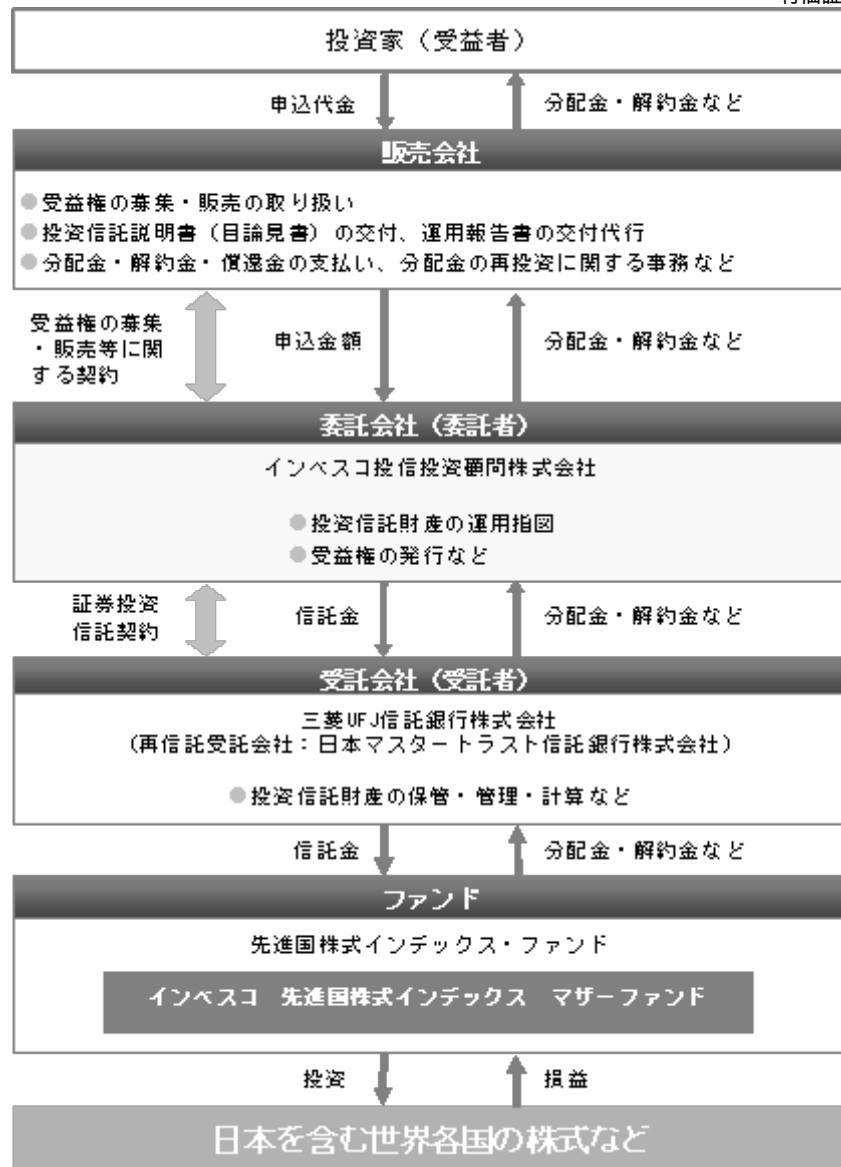
資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

* 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの運営の仕組み

a . ファンドの関係法人の概要



b. 委託会社およびファンドの関係法人の役割

委託会社 インベスコ投信投資顧問株式会社	投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）・運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）および投資信託財産に関する帳簿書類の作成などを行います。
受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 <再信託受託会社> 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。 なお、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に信託事務の一部を委託することがあります。
販売会社	受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・解約金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。

c. 委託会社がファンドの関係法人と締結している契約等の概要

受託会社と締結している契約： 証券投資信託契約	信託約款に基づき締結され、運用方針、投資制限、委託会社・受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬の総額、信託期間などファンドの運営に関する事項が規定されています。
販売会社と締結している契約： 受益権の募集・販売等に関する契約	受益権の募集・販売の取り扱い、分配金・解約金・償還金の支払いに関する事務、その他これらに付随する事務および手続きなどの内容が規定されています。

[次へ](#)

委託会社等の概況

- a . 名称（商号等） インベスコ投信投資顧問株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第306号
- b . 加入協会 社団法人 投資信託協会
社団法人 日本証券投資顧問業協会
- c . 代表者の役職氏名 代表取締役社長 アレクサンダー・モーリス・プラウト
- d . 本店の所在の場所 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
城山トラストタワー25階
- e . 資本金 480百万円（平成22年4月30日現在）
- f . 沿革
- 昭和58(1983)年 東京に事務所を開設し、日本株式の運用を開始
- 昭和62(1987)年 投資顧問業者として関東財務局に登録、また投資一任業務の認可を取得
- 平成2(1990)年 インベスコ投信株式会社を設立
- 平成4(1992)年 厚生年金基金の運用を受託
- 平成7(1995)年 公的年金の運用を受託
- 平成8(1996)年 投資顧問会社と投信会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更
- 平成10(1998)年 エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併

g . 大株主の状況（平成22年4月30日現在）

名称	住所	所有株式数	所有比率
インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッド	英国ロンドン市フィンズベリースクウェア 30番地EC2A 1AG	9,600株	100%

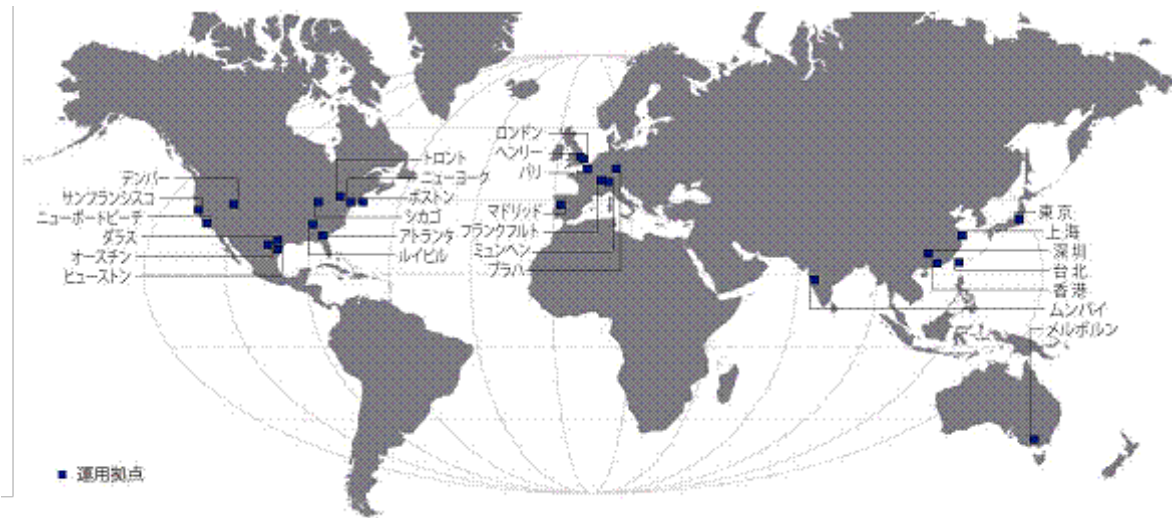
h . 委託会社の属する企業グループについて（平成21年12月末現在）

委託会社はインベスコ・リミテッドを持株会社とする独立系運用会社です。インベスコ・リミテッドの組織図、グローバルネットワークおよび運用資産残高の推移は以下のとおりです。

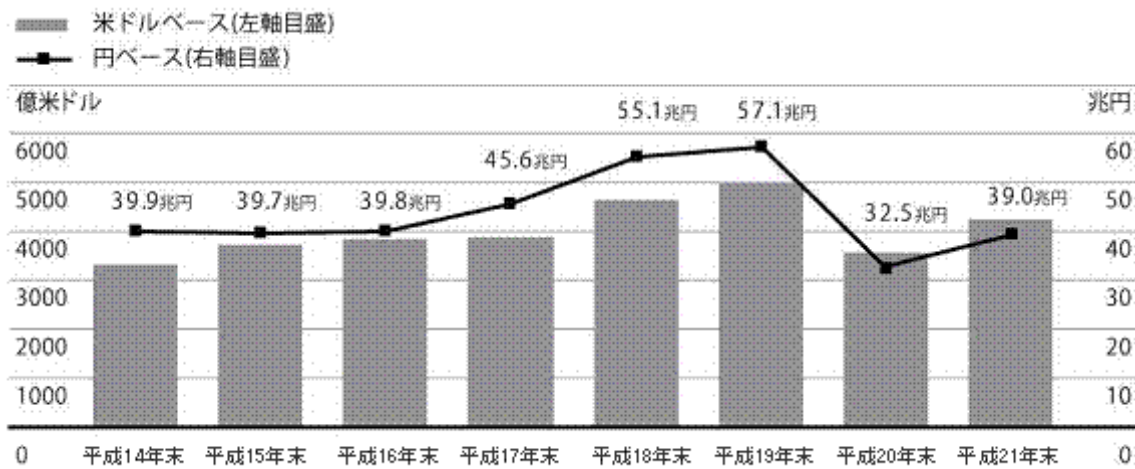


*米ドルの円換算は、平成21年12月末現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=92.10円）によります。上記組織図はグループの概略を示したものであり、その法的位置付けを表したものではありません。

グローバルネットワーク



運用資産残高の推移



*米ドルの円換算は、各末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値によります。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、MSCIワールド・インデックス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

主な投資態度

- a．マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式（預託証券およびカントリーファンドを含みます。）に投資を行います。
- b．MSCIワールド・インデックス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。ただし、当インデックスの構成国は定期的に見直しが行われますので変動することがあります。
- c．株式の実質組入比率は原則として高位を保ちます。
- d．実質外貨建資産については、為替ヘッジは原則として行いません。
- e．市況動向、資金動向、投資環境の変化等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類（信託約款第16条）

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じです。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利
 - () 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じです。）にかかる権利
 - () 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じです。）にかかる権利
 - () 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じです。）にかかる権利
 - () 外国金融商品市場において行う取引であって、() から () までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利
 - () 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）にかかる権利
 - () 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）にかかる権利
 - () 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。）にかかる権利
 - () 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）にかかる権利
 - () 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に

関する法律(平成18年法律第66号)第1条第4号の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和63年法律第77号)第2条第1項に規定するものをいいます。)にかかるとる権利()金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第61号)第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。)にかかるとる権利()から()までに掲げるものに該当するものを除きます。)

八. 金銭債権

二. 約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

投資対象とする有価証券(信託約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

a. 株券または新株引受権証券

b. 国債証券

c. 地方債証券

d. 特別の法律により法人の発行する債券

e. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

f. 特定目的会社にかかるとる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

g. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

h. 協同組織金融機関にかかるとる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

i. 特定目的会社にかかるとる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

j. コマーシャル・ペーパー

k. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。)および新株予約権証券

l. 外国または外国の者の発行する証券または証券で、上記 a. から k. までの証券または証券の性質を有するもの

m. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

n. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

o. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

p. オプションを表示する証券または証券(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるとるものに限りません。)

- q . 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- r . 外国法人の発行する譲渡性預金証書
- s . 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- t . 抵当証券（金融証券取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- u . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v . 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、a . の証券または証書ならびに l . および q . の証券または証書のうち a . の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b . から f . までの証券ならびに l . および q . の証券または証書のうち b . から f . までの証券の性質を有するもの、ならびに n . に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、m . の証券および n . の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

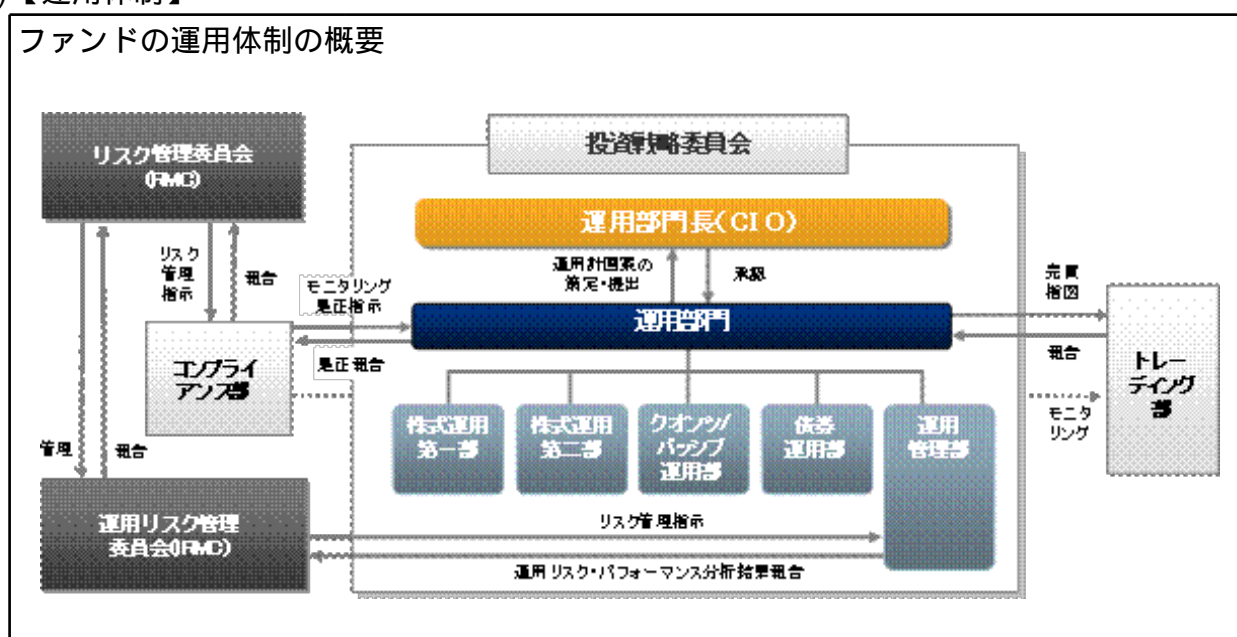
投資対象とする金融商品（信託約款第17条第2項）

委託会社は、信託金を、前記「投資対象とする有価証券」に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a . 預金
- b . 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c . コール・ローン
- d . 手形割引市場において売買される手形
- e . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f . 外国の者に対する権利で前e . の権利の性質を有するもの

前記「投資対象とする有価証券」にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記に掲げる金融商品により運用することができます。

(3) 【運用体制】



運用に関する組織	当ファンドおよびマザーファンドは、クオンツ/パッシブ運用部によって運用されます。当該運用部は、運用に関する調査・分析、投資判断などを行い、ポートフォリオを構築します。 トレーディング部は、運用部門から売買の指図を受け、発注を行います。
内部管理および意思決定を監督する組織	コンプライアンス部（5名程度）は、ファンドのガイドラインの遵守状況のモニタリングを行い、その結果をリスク管理委員会に報告します。また、必要に応じて運用部門へ是正を指示し、是正状況を確認します。 運用部門の運用管理部（3名程度）は、ファンドの運用リスク分析およびパフォーマンス分析を行い、その結果を各運用部にフィードバックするとともに、運用リスク管理委員会に報告します。 運用リスク管理委員会（10名程度）は、運用管理部からの報告を基に、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をリスク管理委員会へ報告します。 *詳しくは、「投資リスク」の(2)投資リスクに対する管理体制をご覧ください。
運用に関する社内規定	ファンドの運用に関する社内規定として「運用業務規程」、リスク管理に関する社内規定として「リスク管理規程」があります。
ファンドの関係法人に対する管理体制	受託会社などの管理・統制については、外部監査法人による「内部統制監査報告書」を入手し、検証・モニタリングなどを行っております。

上記運用体制における組織名称などは、平成22年7月5日現在のものであり、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

ファンドの決算日

年4回の3・6・9・12月の各18日（同日が休業日の場合は翌営業日）。

分配方針（信託約款 運用の基本方針 3．収益分配方針）

委託会社は、毎決算時に原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- a．分配対象額は、繰り越し分を含めた経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価益を含みます。）等の範囲内とします。
- b．分配金額は、委託会社が、基準価額の水準および分配原資の水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合は分配を行わないこともあります。
- c．留保益（収益分配に充てずに投資信託財産に留保した収益）の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

収益の分配方法（信託約款第43条）

- a．投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

イ．配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸費用および当該諸費用にかかる消費税等相当額、その他諸費用および当該その他諸費用にかかる消費税等相当額、ならびに信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

* 諸費用とは、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立て替えた立替金の利息をいいます。以下同じです。

* その他諸費用とは、監査費用、法律顧問への報酬、受益権の管理事務に関連する費用等、有価証券届出書・有価証券報告書・臨時報告書・目論見書・信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面および運用報告書の作成・印刷・交付・届出または提出にかかる費用、受益者に対してする公告にかかる費用をいいます。以下同じです。

ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸費用および当該諸費用にかかる消費税等相当額、その他諸費用および当該その他諸費用にかかる消費税等相当額、ならびに信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ｂ．毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

分配金の支払い

ａ．「自動けいぞく投資コース」

分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。

ｂ．「一般コース」

分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社でお支払いを開始します。

* 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金にかかる決算日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者としします。）に支払います。

* 「自動けいぞく投資コース」の分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

信託約款上の投資制限

ａ．マザーファンド受益証券への投資制限（信託約款 運用の基本方針 2．運用方法(3)投資制限 ）

マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。

ｂ．株式への投資制限（信託約款 運用の基本方針 2．運用方法(3)投資制限 ）

株式への実質投資割合¹には制限を設けません。

1 実質投資割合とは、ファンドに属する資産の時価総額と、マザーファンドに属する資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額のファンドの純資産総額に対する割合をいいます。以下同じです。

c．投資する株式などの範囲（信託約款第20条）

イ．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所²に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

2 金融商品取引所とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。

なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設する者を「証券取引所」という場合があります。

ロ．前イ．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書などにおいて上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

d．外貨建資産への投資制限（信託約款 運用の基本方針 2.運用方法(3)投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

e．新株引受権証券などへの投資制限（信託約款第17条第4項）

イ．委託会社は、投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．前イ．において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

f．同一銘柄の株式などへの投資制限（信託約款第21条）

イ．委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該株式の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において投資信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

ロ．委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ハ．前イ．およびロ．において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

g．同一銘柄の転換社債などへの投資制限（信託約款第26条）

イ．委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債³の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、取得時において投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

3 新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。以下同じです。

ロ．前イ．において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

h．投資信託証券への投資制限（信託約款第17条第5項）

イ．委託会社は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、以下の条件を満たす投資信託証券の額については、合計額の計算において、これを算入しないものとします。

() 取引所金融商品市場または外国市場に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券に投資するもの

() 投資信託財産に既に組み入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなったもの

ロ．前イ．において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

i．信用取引の指図範囲（信託約款第22条）

イ．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ．前イ．の信用取引の指図は、次の()から()に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の()から()に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

() 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

() 株式分割により取得する株券

() 有償増資により取得する株券

() 売出しにより取得する株券

() 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（信託約款第26条に定める転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券

() 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前()に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

j．先物取引等の運用指図・目的・範囲（信託約款第23条）

イ．委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため（連動した投資成果をめざす株価指数との乖離を最小限に抑える目的を含みます。）、わが国の取引所における有価証券先物取引、

有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を、また、金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行う有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。（以下同じです。）

- ()先物取引の売建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- ()先物取引の買建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款第17条第2項に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- ()コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、当「j．先物取引等の運用指図・目的・範囲」で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ．委託会社は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう通貨にかかる先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を次の範囲内で行うことの指図をすることができます。

- ()先物取引の売建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産（外貨通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じです。）の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額の範囲内とします。この場合、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ()先物取引の買建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- ()コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ当「j．先物取引等の運用指図・目的・範囲」で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ハ．委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため（連動した投資成果をめざす株価指数との乖離を最小限に抑える目的を含みます。）、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに金融商品市場または外

国金融商品市場によらないで行う金利にかかる先物取引およびオプション取引（これらの取引と類似の取引を含みます。）を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

- ()先物取引の売建ておよびコール・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに信託約款第17条第2項に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- ()先物取引の買建ておよびプット・オプションの売り付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに信託約款第17条第2項に掲げる金融商品で運用している額（以下当八．において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、投資信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じです。）に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
- ()コール・オプションおよびプット・オプションの買い付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ当「j．先物取引等の運用指図・目的・範囲」で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

k．スワップ取引の運用指図・目的・範囲（信託約款第24条）

イ．委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ．前ハ．においてマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ホ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額

で評価するものとします。

- ヘ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 1．金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第25条）
- イ．委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計が、投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計が、投資信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ホ．前ハ．および前ニ．においてマザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかる保有金利商品および保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ヘ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ト．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- m．有価証券の貸し付けの指図および範囲（信託約款第27条）
- イ．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の()および()の範囲内で貸し付けの指図をすることができます。

- ()株式の貸し付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- ()公社債の貸し付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ロ．前イ．の()および()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ．委託会社は、有価証券の貸し付けにあたって必要と認めるときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。
- n．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第28条)
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- o．外国為替予約取引の指図(信託約款第29条)
- イ．委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- ロ．前イ．において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- p．一部解約の請求および有価証券の売却等の指図(信託約款第34条)
- 委託会社は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。
- q．再投資の指図(信託約款第35条)
- 委託会社は、前p．の規定によるマザーファンド受益証券の一部解約代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
- r．資金の借り入れ(信託約款第36条)
- イ．委託会社は、投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。ただし、資金の借入れ額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入れ額は当該有価証券等の売却または解約、償還により受取りの確定している資金の額を限度とします。
- ハ．分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入れ額は分配金の再投資額を限度とします。
- ニ．借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

法令に基づく投資制限

a．デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関して、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

b．同一の法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、下記イ．に掲げる数がロ．に掲げる数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

イ．その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数

ロ．当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数

（参考）マザーファンドの投資方針

インベスコ 先進国株式インデックス マザーファンド

1 基本方針

この投資信託は、MSCIワールド・インデックス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2 運用方法

(1) 投資対象

日本を含む世界各国の株式（預託証書およびカントリーファンドを含みます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として日本を含む世界各国の株式（預託証書およびカントリーファンドを含みます。）に投資を行います。

MSCIワールド・インデックス（円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。但し、当インデックスの構成国は定期的に見直しが行われますので変動することがあります。

外貨建資産については、為替ヘッジは原則として行いません。

運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することがあります。

株式の組入れ比率は原則として高位を保ちます。

市況動向、資金動向、投資環境の変化等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資

産総額の20%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

スワップ取引、有価証券先物取引等を行うことができます。

3【投資リスク】

投資信託はリスクを含む商品であり、当ファンドは、国内外の株式など値動きのある有価証券に投資しますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行者の倒産、財務状況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建ての資産は、為替変動による影響も受けません。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入しておりません。

ご投資家の皆さまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申し込みください。

(1)基準価額の変動要因等

基準価額の主な変動要因

株価の変動リスク (価格変動リスク・ 信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給などを反映して変動し、下落することがあります。また、発行企業が経営不安、倒産などに陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。これらの影響により、基準価額が下落することがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、基準価額が下落したり、新たな投資や投資資金が回収できなくなる場合があります。
為替変動リスク	為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給、その他の要因により大幅に変動する場合があります。組入外貨建資産について日本円で評価する際、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合には、基準価額が下落することがあります。

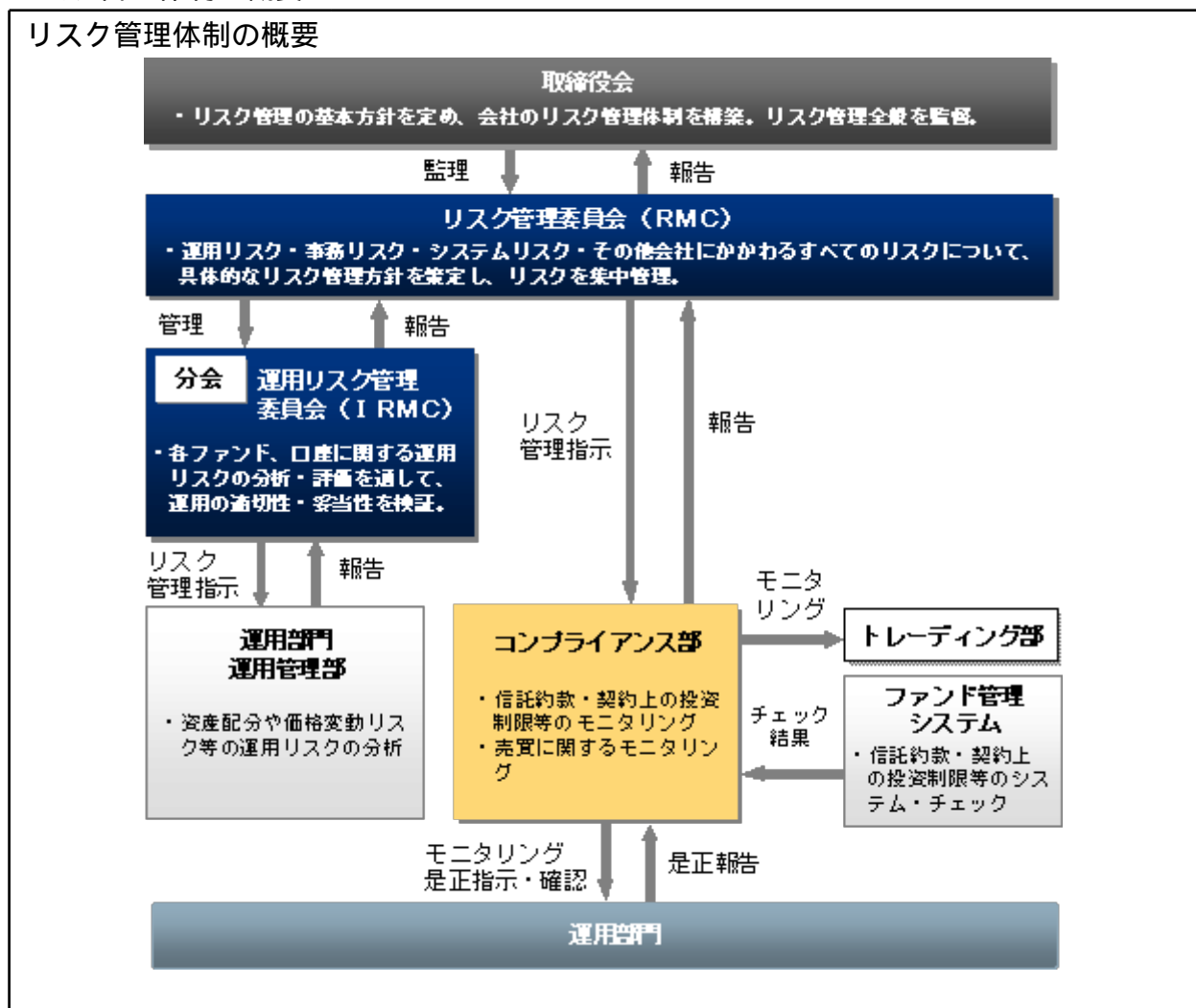
基準価額のその他の変動要因等

解約資金手当によるリスク	短期間に相当金額の解約資金の手当てを行うため、市場の規模や動向によっては、市場実勢を押し下げ、当初期待された価格で有価証券を売却できないことがあります。
コール・ローン等の相手先に関する信用リスク	コール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、相手先の債務不履行により損失が発生する場合があります。この影響により、基準価額が下落することがあります。

ファミリーファンド方式にかかるリスク	マザーファンド受益証券に投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動などが生じ、マザーファンドにおいて組入有価証券の売買が行われた場合などには、組入有価証券等の価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。
ベンチマークとの乖離に関する留意事項	当ファンドはベンチマークに連動する投資成果を目指して運用を行います。当ファンドの投資成果がベンチマークに完全に一致することを保証するものではありません。 当ファンドの投資成果とベンチマークの騰落率とが乖離する主な要因には、当ファンドがマザーファンドを通じて株式を売買する際の取引費用の負担や信託報酬の負担などがあります（これら以外の理由により乖離が生じる場合もあります。）。

(2)投資リスクに対する管理体制

リスク管理体制の概要



リスク管理委員会 (RMC)	取締役会で定めたリスク管理の基本方針、およびリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいます。)で行います。 RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。
運用リスク管理委員会 (IRMC)	RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」(以下「IRMC」といいます。)を開催し、運用リスクの管理を行います。 IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。 * IRMCの構成メンバーは、運用部門担当役員、運用部門各部長、コンプライアンス部長、プロダクト・サービス部長および議長(運用管理部長)が任命する者です。

関係部署の役割

運用管理部	資産配分や価格変動リスクなどの運用リスク分析およびパフォーマンス分析を行い、その結果をIRMCに報告します。
コンプライアンス部	ファンドの信託約款や法令等で規定されているガイドラインの遵守状況、最良執行など売買取引をモニタリングし、その結果をRMCに報告します。 また、必要に応じて運用部門へ是正を指示し、是正状況を確認します。

上記リスク管理体制における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的なリスク管理体制が変更されるものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料¹は、申込口数、申込金額²または申込代金³などに応じて、取得の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める2.10%（税抜2.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。

詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

1 申込手数料には、申込手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。

2 「申込金額」とは、「取得の申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数」により計算される金額をいいます。

3 「申込代金」とは、「申込金額+申込手数料（税込）」により計算される金額をいいます。

「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料

当ファンドの換金（解約）にあたり、手数料はありません。

信託財産留保額

ありません。

* 「信託財産留保額」とは、解約者と償還時まで投資を続ける受益者との間の公平性を確保するため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいいます。差し引かれた信託財産留保額は、信託財産に留保されます。

(3)【信託報酬等】

計算方法

毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.84%（税抜0.80%）を乗じて得た額を計上します。

信託報酬の配分

総額	年率0.84%（税抜0.80%）		
配分	委託会社	販売会社	受託会社
	年率 0.378% (税抜 0.36%)	年率 0.378% (税抜 0.36%)	年率 0.084% (税抜 0.08%)

支払方法

毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。

(4)【その他の手数料等】

信託事務の諸費用

a. 該当する費用

- ・ 組入有価証券売買時の売買委託手数料
- ・ 先物取引やオプション取引等に要する費用
- ・ 資産を外国で保管する場合の費用
- ・ 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用
- ・ 受託会社の立て替えた立替金の利息
- ・ 投資信託財産に関する租税

- ・信託事務の処理等に要する費用
- b．計算方法等
運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額または計算方法を記載できません。
- c．支払方法
受益者の負担とし、投資信託財産中から実費を支弁します。

その他諸費用

- a．該当する費用
 - ・監査費用
 - ・法律顧問への報酬
 - ・受益権の管理事務等に関連する費用
 - ・有価証券届出書、有価証券報告書、および臨時報告書の作成および届出または提出にかかる費用
 - ・目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用
 - ・当ファンドの受益者のためにする公告にかかる費用、ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用
 - ・運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用
- b．計算方法等

その他諸費用 上限固定率
純資産総額に対して年率0.105%（税抜0.10%）

委託会社は、その他信託事務の諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。

委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.105%（税抜0.10%）相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他諸費用の合計額とみなし、当ファンドより受領することができます。

委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。

- c．支払方法
毎日計上し、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から、消費税等相当額とともに、委託会社に支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税上の取扱いは、以下のとおりです。

個人の受益者に対する課税の取扱い

- a．分配金に対する課税
分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。
なお、原則として確定申告は不要ですが、確定申告により総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。

b．解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

なお、原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）を利用した場合は、申告不要です。

c．損益通算について

解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算すること、または特定口座（源泉徴収あり）の利用により当該特定口座内の他の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額と損益通算することができます。

また、解約時および償還時の差益（譲渡益）については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。

法人の受益者に対する課税の取り扱い

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。

徴収された源泉税は、所有期間に応じて法人税額より控除されます。

益金不算入制度は、適用されません。

個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（以下「個別元本」といいます。）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加取得を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ・受益者が特別分配金を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

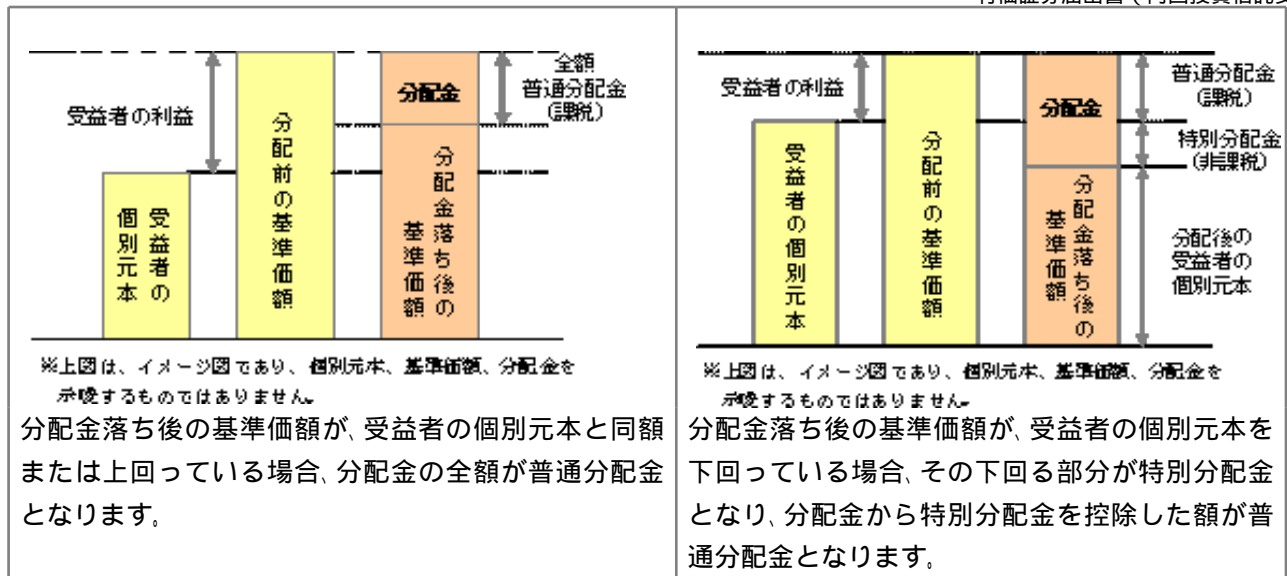
「特別分配金」については、下記「分配金の課税について」をご参照ください。

分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

普通分配金

特別分配金



課税上の取り扱いについては、税務専門家等にご相談ください。

ファンドに適用されている税制は、平成22年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。

5【運用状況】

当ファンドは平成22年7月5日付で、委託会社が「モルガン・スタンレー・アセット・マネジメン
ト投信株式会社」から「インベスコ投信投資顧問株式会社」に、マザーファンドの名称が「モルガ
ン・スタンレー 先進国株式インデックス・マザーファンド」から「インベスコ 先進国株式イン
デックス マザーファンド」に変更されます。

以下の記載内容は、当該変更前のファンドの運用状況です。

(1)【投資状況】(平成22年4月30日現在)

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	430,363,981	100.11
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		479,072	0.11
合計(純資産総額)		429,884,909	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(参考)モルガン・スタンレー 先進国株式インデックス・マザーファンド

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	196,074,437	45.56
	イギリス	40,996,671	9.53
	日本	39,020,840	9.07
	カナダ	20,010,179	4.65
	フランス	19,972,780	4.64
	オーストラリア	16,817,637	3.91
	ドイツ	15,392,492	3.58
	スイス	14,614,795	3.40
	スペイン	8,011,720	1.86
	オランダ	5,750,535	1.34
	スウェーデン	5,534,798	1.29
	イタリア	4,714,135	1.10
	香港	3,714,646	0.86
	シンガポール	2,450,107	0.57
	フィンランド	2,432,180	0.57
	デンマーク	1,780,358	0.41
	ベルギー	1,210,826	0.28
	ノルウェー	1,000,889	0.23
	ギリシャ	995,154	0.23
	オーストリア	744,792	0.17
ポルトガル	657,508	0.15	
アイルランド	526,014	0.12	
ニュージーランド	447,885	0.10	
小計		402,871,378	93.62
投資証券	アメリカ	1,604,890	0.37

	オーストラリア	1,126,484	0.26
	カナダ	526,180	0.12
	フランス	448,829	0.10
	シンガポール	266,904	0.06
	イギリス	165,452	0.04
	オランダ	125,300	0.03
	小計	4,264,039	0.99
	コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	23,202,294	5.39
	合計（純資産総額）	430,337,711	100.00

(2) 【投資資産】（平成22年4月30日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額単価 帳簿価額金額 (円)	評価額単価 評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	モルガン・スタン レー 先進国株式イン デックス・マザー ファンド	569,038,717	0.7215 410,574,301	0.7563 430,363,981	100.11

種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.11
合計	100.11

(参考)モルガン・スタンレー 先進国株式インデックス・マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORPORATION	エネルギー	900	6,701.54	6,031,392	6,458.84	5,812,961	1.35
2	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー ・ハードウェア および機器	200	12,754.01	2,550,802	25,270.96	5,054,192	1.17
3	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・ サービス	1,500	2,320.70	3,481,060	2,918.99	4,378,488	1.02
4	アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	2,200	1,210.01	2,662,039	1,833.42	4,033,533	0.94
5	アメリカ	株式	IBM CORP	テクノロジー ・ハードウェア および機器	300	10,728.21	3,218,463	12,272.37	3,681,711	0.86
6	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS	銀行	3,715	809.30	3,006,564	977.81	3,632,570	0.84
7	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パー ソナル用品	600	4,901.75	2,941,051	5,851.15	3,510,692	0.82
8	スイス	株式	NESTLE SA-REGISTERED	食品・飲料・ タバコ	749	3,562.11	2,668,021	4,581.98	3,431,906	0.80
9	アメリカ	株式	WELLS FARGO COMPANY	銀行	1,019	2,294.00	2,337,593	3,125.94	3,185,339	0.74
10	アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	各種金融	1,841	1,281.60	2,359,438	1,721.48	3,169,246	0.74
11	イギリス	株式	BP PLC	エネルギー	3,728	747.05	2,785,038	842.53	3,140,963	0.73
12	アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS	テクノロジー ・ハードウェア および機器	1,200	1,899.19	2,279,033	2,588.80	3,106,567	0.72

13	アメリカ	株式	CHEVRON CORPORATION	エネルギー	400	6,474.83	2,589,935	7,741.02	3,096,408	0.72
14	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	500	5,345.99	2,672,999	6,115.49	3,057,745	0.71
15	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	各種金融	700	3,230.36	2,261,254	4,139.08	2,897,356	0.67
16	オーストラリア	株式	BHP BILLITON LTD	素材	714	3,191.41	2,278,671	3,542.93	2,529,659	0.59
17	アメリカ	株式	WAL-MART STORES	食品・生活必需品小売り	500	4,680.64	2,340,320	5,051.55	2,525,779	0.59
18	アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	ソフトウェア・サービス	50	55,828.18	2,791,409	50,045.24	2,502,262	0.58
19	アメリカ	株式	HEWLETT-PACKARD CO	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	500	3,757.62	1,878,813	4,974.42	2,487,210	0.58
20	アメリカ	株式	AT & T INC	電気通信サービス	1,000	2,299.07	2,299,070	2,458.98	2,458,989	0.57
21	フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	455	4,965.12	2,259,130	5,233.13	2,381,078	0.55
22	アメリカ	株式	PFIZER	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,489	1,418.57	2,112,259	1,586.02	2,361,584	0.55
23	イギリス	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	エネルギー	781	2,360.13	1,843,264	2,931.99	2,289,886	0.53
24	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	1,000	1,518.28	1,518,289	2,209.70	2,209,704	0.51
25	アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	900	1,993.97	1,794,573	2,443.93	2,199,544	0.51
26	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	600	3,650.00	2,190,000	3,665.00	2,199,000	0.51
27	スイス	株式	ROCHE HOLDING GENUSS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	148	13,153.25	1,946,681	14,813.34	2,192,375	0.51
28	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	426	4,057.72	1,728,592	4,820.62	2,053,587	0.48
29	アメリカ	株式	MERCK & CO. INC.	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	619	2,454.05	1,519,063	3,315.96	2,052,583	0.48
30	イギリス	株式	GLAXOSMITHKLINE PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,161	1,659.39	1,926,561	1,759.48	2,042,760	0.47

種類別および業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
国内株式	電気機器	1.70
	輸送用機器	1.10
	銀行業	1.02
	電気・ガス業	0.88
	化学	0.62
	情報・通信業	0.51
	卸売業	0.45
	医薬品	0.42
	陸運業	0.31
	鉄鋼	0.22
	機械	0.22

	小売業	0.21
	食料品	0.19
	サービス業	0.18
	精密機器	0.16
	保険業	0.16
	証券、商品先物取引業	0.12
	非鉄金属	0.11
	その他金融業	0.09
	石油・石炭製品	0.08
	空運業	0.07
	建設業	0.06
	パルプ・紙	0.06
	ゴム製品	0.06
	その他製品	0.05
	金属製品	0.04
	不動産業	0.02
	小計	9.07
外国株式	エネルギー	10.07
	銀行	8.16
	資本財	6.82
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.59
	素材	6.34
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.23
	各種金融	5.19
	食品・飲料・タバコ	4.96
	ソフトウェア・サービス	3.89
	保険	3.50
	公益事業	3.38
	電気通信サービス	3.28
	食品・生活必需品小売り	2.42
	メディア	2.41
	小売	2.32
	ヘルスケア機器・サービス	1.97
	運輸	1.52
	家庭用品・パーソナル用品	1.50
	半導体・半導体製造装置	1.24
	消費者サービス	1.13
	耐久消費財・アパレル	1.02
	自動車・自動車部品	0.84
	商業・専門サービス	0.45
	不動産	0.32
	小計	84.55
投資証券		0.99

合 計	94.61
-----	-------

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)モルガン・スタンレー 先進国株式インデックス・マザーファンド

種類	取引所	資産の名称	買建 売建	数量	通貨	帳簿価額	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	シカゴ商業取引所	S&P500 EMINI	買建	4	米ドル	234,520	241,060	22,676,514	5.27

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

		純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1 特定期間	第1期(平成20年6月18日現在)	348	350	1.0189	1.0223
第2 特定期間	第2期(平成20年9月18日現在)	369	371	0.8002	0.8037
	第3期(平成20年12月18日現在)	260	262	0.5219	0.5254
第3 特定期間	第4期(平成21年3月18日現在)	269	271	0.4924	0.4954
	第5期(平成21年6月18日現在)	323	325	0.5816	0.5846
第4 特定期間	第6期(平成21年9月18日現在)	380	382	0.6601	0.6631
	第7期(平成21年12月18日現在)	391	393	0.6470	0.6500
	平成21年4月末日	289	-	0.5558	-
	平成21年5月末日	313	-	0.5900	-
	平成21年6月末日	334	-	0.5955	-
	平成21年7月末日	355	-	0.6332	-
	平成21年8月末日	371	-	0.6454	-
	平成21年9月末日	380	-	0.6458	-
	平成21年10月末日	396	-	0.6555	-
	平成21年11月末日	380	-	0.6344	-
	平成21年12月末日	408	-	0.6832	-
	平成22年1月末日	410	-	0.6401	-
	平成22年2月末日	411	-	0.6370	-
	平成22年3月末日	429	-	0.7014	-
	平成22年4月末日	429	-	0.7135	-

【分配の推移】

		1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	第1期	0.0035

第2 特定期間	第2 期	0.0035
	第3 期	0.0035
第3 特定期間	第4 期	0.0030
	第5 期	0.0030
第4 特定期間	第6 期	0.0030
	第7 期	0.0030

【収益率の推移】

		収益率(%)
第1 特定期間	第1 期	2.23
第2 特定期間	第2 期	21.12
	第3 期	34.34
第3 特定期間	第4 期	5.08
	第5 期	18.72
第4 特定期間	第6 期	14.01
	第7 期	1.53

(注1)収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(注2)第1期計算期間については、前期末基準価額の代わりに当初設定元本(1口当たり1円)を使用しております。

6【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

申込方法

販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。

なお、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。

申込不可日

ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のイースター、クリスマスおよびボクシング・デーにあたる英国証券取引所の休業日のいずれかに該当する日には、取得のお申し込みの受け付けを行いません。

申込単位

分配金の受け取り方法により、分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」と、分配金を受け取る「一般コース」の2コースがあります。

申込単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

* 「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

申込締切時間

原則として、毎営業日の午後3時までに取得のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。

当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。

なお、取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申し込みの受け付けを取り消すことがあります。

申込価額

取得の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合の申込価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。

申込手数料

申込口数、申込金額または申込代金などに応じて、取得の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める2.10%（税抜2.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。

詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに、お支払いください。

a. 「自動けいぞく投資コース」

販売会社の定める申込単位に従った投資者ご指定の金額を、申込代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。

なお、申込手数料は申込代金から差し引かれます。

b. 「一般コース」

申込金額に申込手数料を加算した金額を、申込代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。

取得の申し込みにかかる受益権の取り扱い

取得のお申し込みを行う投資者は、販売会社に、取得申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を申し出る

ものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

(2)換金（解約）手続等

換金（解約）方法

販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。

換金（解約）請求不可日

ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のイースター、クリスマスおよびボクシング・デーにあたる英国証券取引所の休業日のいずれかに該当する日には、一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

換金（解約）単位

換金（解約）単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

換金（解約）申込締切時間

原則として、毎営業日の午後3時までに換金（解約）のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。

換金（解約）価額

一部解約の実行請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

換金（解約）手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

解約金の支払い

原則として、一部解約の実行請求受付日から起算して5営業日目から、販売会社でお支払いいたします。

解約の申し込み受け付けの中止等

投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約のお申し込みについて、一定の制限を設ける場合があります。

なお、取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

解約請求にかかる受益権の取り扱い

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる当ファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

償還金の支払い

原則として、信託終了日から起算して5営業日目までに、販売会社でお支払いを開始いたします。

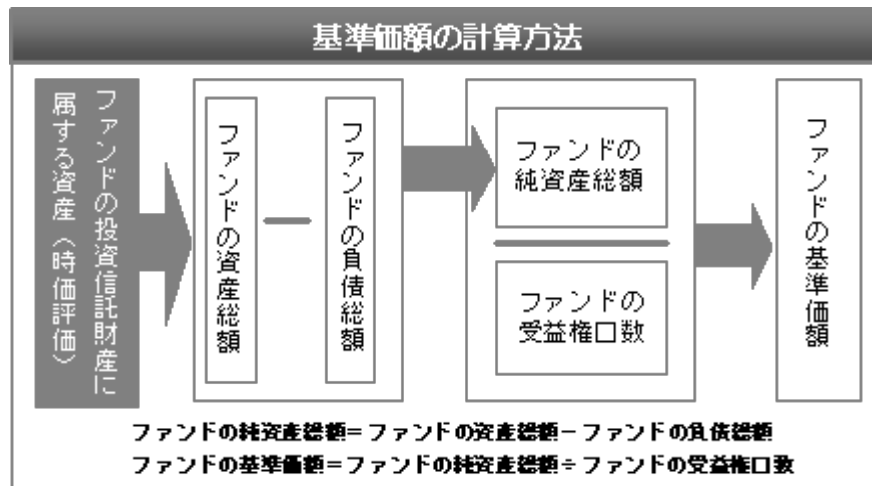
7【管理及び運営の概要】

(1)資産の評価

基準価額の算定

基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

基準価額の算定にあたり、投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。



基準価額の算出頻度と公表

基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「先進国イ」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。

なお、基準価額は便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額の照会先

インベスコ投信投資顧問株式会社
 お問い合わせダイヤル 03-6402-2700
 受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページ <http://www.invesco.co.jp/>

主な投資資産の評価方法の概要

親投資信託 受益証券	親投資信託受益証券の基準価額で評価します。
株式	原則として、金融商品取引所または外国金融商品市場などにおける最終相場で評価します。

(2)保管

原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関する事項はありません。

* ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

(3)信託期間

ファンドの信託期間は、無期限とします。

なお、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回るようになった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。

(4) 計算期間

ファンドの計算期間は、原則として毎年3月19日から6月18日、6月19日から9月18日、9月19日から12月18日および12月19日から翌年3月18日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 受益者の主な権利等

受益者は主な権利として、分配金に対する請求権、償還金に対する請求権、受益権の換金（解約）請求権、反対者の買取請求権、受益権均等分割、帳簿閲覧権を有しています。

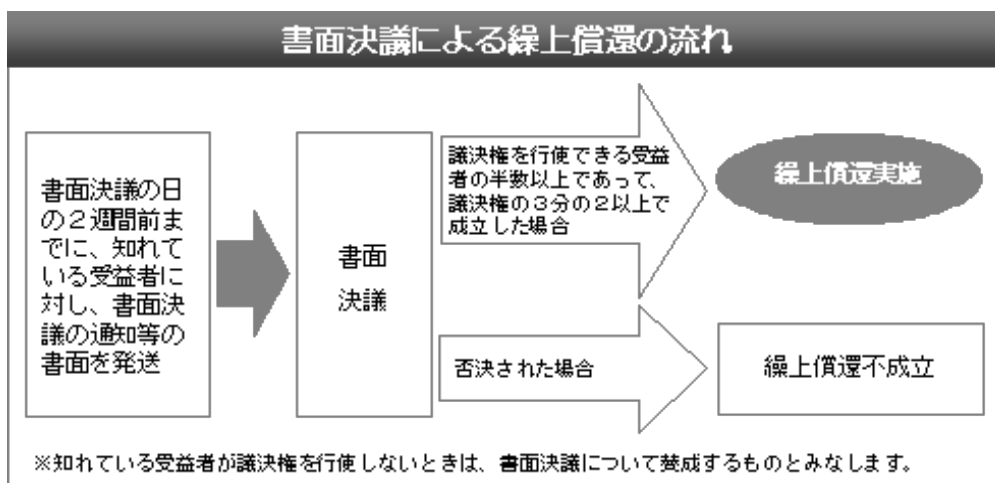
(6) その他

繰上償還

a. 信託契約の解約

委託会社は、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回るようになった場合、信託期間中において当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、解約しようとする旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

なお、信託契約の解約は、以下の手続きで行います。



b. 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

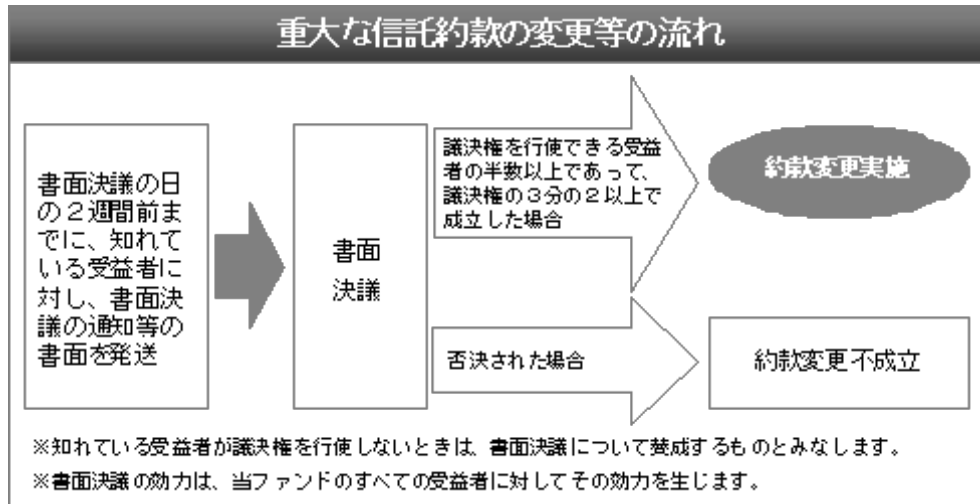
委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記「信託約款の変更」の規定に従います。

信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合を行うことができるものとし、変更または併合しようとする旨およびその内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じです。

なお、その内容が重大なものおよび併合（以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）は、以下の手続きで行います。



反対者の買取請求

委託会社が前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更等」に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

運用報告書

委託会社は、年2回（6月と12月の決算時）および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社よりお届けします。

公告

受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

第2【財務ハイライト情報】

当ファンドは平成22年7月5日付で、委託会社が「モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社」から「インベスコ投信投資顧問株式会社」に、マザーファンドの名称が「モルガン・スタンレー 先進国株式インデックス・マザーファンド」から「インベスコ 先進国株式インデックス マザーファンド」に変更されます。

以下の記載内容は、当該変更前の財務ハイライト情報です。

- * 以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表からの抜粋を記載したものです。
- * ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- * 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間及び当特定期間の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

先進国株式インデックス・ファンド

1【貸借対照表】

（単位：円）

	前特定期間末 (平成21年6月18日現在)	当特定期間末 (平成21年12月18日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	323,631,107	391,297,176
未収入金	2,400,000	2,961,358
流動資産合計	326,031,107	394,258,534
資産合計	326,031,107	394,258,534
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,651,500	1,770,304
未払解約金	-	161,358
未払受託者報酬	63,495	81,916
未払委託者報酬	571,430	737,170
その他未払費用	75,564	97,484
流動負債合計	2,361,989	2,848,232
負債合計	2,361,989	2,848,232
純資産の部		
元本等		
元本	556,481,135	604,930,913
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	232,812,017	213,520,611
（分配準備積立金）	5,769,768	6,298,381
純資産合計	323,669,118	391,410,302
負債純資産合計	326,031,107	394,258,534

2【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前特定期間 自 平成20年12月19日 至 平成21年 6月18日	当特定期間 自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日
営業収益		
有価証券売買等損益	36,133,324	42,904,710
営業収益合計	36,133,324	42,904,710
営業費用		
受託者報酬	117,294	156,274
委託者報酬	1,055,611	1,406,370
その他費用	139,975	188,807
営業費用合計	1,312,880	1,751,451
営業利益又は営業損失（ ）	34,820,444	41,153,259
経常利益又は経常損失（ ）	34,820,444	41,153,259
当期純利益又は当期純損失（ ）	34,820,444	41,153,259
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,107,379	1,914,339
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	238,816,992	232,812,017
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,998,769	20,880,388
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	26,998,769	20,880,388
剰余金減少額又は欠損金増加額	50,414,079	37,365,436
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	50,414,079	37,365,436
分配金	3,292,780	3,462,466
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	232,812,017	213,520,611

3 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	前特定期間 自 平成20年12月19日 至 平成21年 6月18日	当特定期間 自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日
有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価法で評価しております。なお、時価は親投資信託受益証券の基準価額を用いております。	親投資信託受益証券 同左

参考情報

ファンドは、「モルガン・スタンレー 先進国株式インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の平成21年12月18日現在（以下、「計算日」という。）の状況は次のとおりです。

「モルガン・スタンレー 先進国株式インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査意見の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

	(平成21年12月18日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	9,667,224
コール・ローン	5,644,989
株式	370,842,630
投資証券	6,225,529
派生商品評価勘定	19,986
未収入金	45,500
未収配当金	937,966
未収利息	7
差入委託証拠金	902,073
流動資産合計	394,285,904
資産合計	394,285,904
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,961,358
流動負債合計	2,961,358
負債合計	2,961,358
純資産の部	
元本等	
元本	575,014,219
剰余金	
欠損金	183,689,673
純資産合計	391,324,546
負債純資産合計	394,285,904

(注) モルガン・スタンレー 先進国株式インデックス・マザーファンドの計算期間は、毎年6月19日から翌年6月18日までであり、本報告書における開示対象ファンドの特定期間と異なります。

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成21年6月19日 至 平成21年12月18日
1．有価証券の評価基準 および評価方法	<p>組入有価証券（株式および投資証券）については移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>計算日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場もしくは当該金融商品取引所における計算日または直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または、価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2．デリバティブ取引等の評価基準および評価方法	<p>(1) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日において、為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。</p> <p>(2) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p>
3．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4．収益および費用の計上基準	<p>受取配当金 国内株式については原則として、株式の配当落ち日においてその金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には、予想配当金額を計上し、差額の発生した場合には入金時に計上しております。また、外国株式および外国投資証券については、株式および投資証券の配当落ち日において予想配当金額を計上し、差額の発生した場合には入金時に計上しております。</p>

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>
----------------------------	--

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

該当事項はありません。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

(5) 受益証券の不発行

委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(6) 受益権の譲渡

受益者は、保有する受益権を譲渡する場合、譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に、振り替えの申請をするものとします。

上記の申請があった場合、上記の振替機関等は、譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。

ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設した者でない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に、社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振り替えについて、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(7) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(8) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分

割できるものとします。

(9)償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者として、）に支払います。

(10)質権口記載または記録の受益権の取り扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払いなどについては、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令などに従って取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

後記の「第三部 ファンドの詳細情報」について、投資信託説明書（交付目論見書）とは別に、その内容を記した書面を投資信託説明書（請求目論見書）（以下「請求目論見書」といいます。）として作成しております。

請求目論見書のご請求は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。また、請求目論見書の記載内容はEDINET（エディネット）でもご覧いただくことができます。

「Electronic Disclosure for Investors' Network」の略で、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。受益者は、EDINETを利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券届出書や有価証券報告書を閲覧することができます。

なお、請求目論見書の記載事項は下記のとおりです

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1)資産の評価
 - (2)保管
 - (3)信託期間
 - (4)計算期間
 - (5)その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
- 2 ファンドの現況

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成20年4月23日 信託契約締結、ファンド設定、運用開始

平成22年7月5日 委託会社をモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社からインベスコ投信投資顧問株式会社に変更

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。

「自動けいぞく投資コース」をお申し込みいただく投資者は、自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）をお申し込みの販売会社との間で結んでいただきます。

なお、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。

(2) 申込不可日

ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のイースター、クリスマスおよびボクシング・デーにあたる英国証券取引所の休業日のいずれかに該当する日には、取得のお申し込みの受け付けを行いません。

(3) 申込単位

分配金の受け取り方法により、分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」と、分配金を受け取る「一般コース」の2コースがあります。

申込単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

* 「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

(4) 申込締切時間

原則として、毎営業日の午後3時までに取得のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。

当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。

なお、取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、またはその他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申し込みの受け付けを取り消すことがあります。

(5) 申込価額

取得の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合の申込価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。

(6) 申込手数料

申込口数、申込金額または申込代金などに応じて、取得の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める2.10%（税抜2.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。

詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

(7) 申込代金の支払い

販売会社が定める期日までにお支払いください。

「自動けいぞく投資コース」

販売会社の定める申込単位に従った投資者ご指定の金額を、申込代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。

なお、申込手数料は申込代金から差し引かれます。

「一般コース」

申込金額に申込手数料を加算した金額を、申込代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。

(8) 取得の申し込みにかかる受益権の取り扱い

取得のお申し込みを行う投資者は、販売会社に、取得申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申し込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

受託会社は、追加信託により生じた受益権については、追加信託の都度、振替機関の定める方法により振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 換金（解約）方法

販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) 換金（解約）請求不可日

ニューヨーク証券取引所の休業日または英国のイースター、クリスマスおよびボクシング・デーにあたる英国証券取引所の休業日のいずれかに該当する日には、一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

(3) 換金（解約）単位

換金（解約）単位は、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。

(4)換金（解約）申込締切時間

原則として、毎営業日の午後3時までに換金（解約）のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。

当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。

(5)換金（解約）価額

一部解約の実行請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

(6)換金（解約）手数料

ありません。

(7)信託財産留保額

ありません。

(8)解約金の支払い

原則として、一部解約の実行請求受付日から起算して5営業日目から、販売会社でお支払いいたします。

(9)解約の申し込み受け付けの中止等

投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約のお申し込みについて、一定の制限を設ける場合があります。

なお、取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、またはその他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記(5)の規定に準じて計算された価額とします。

(10)解約請求にかかる受益権の取り扱い

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる当ファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

(11)償還金の支払い

原則として、信託終了日から起算して5営業日目までに、販売会社でお支払いを開始いたします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定

基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

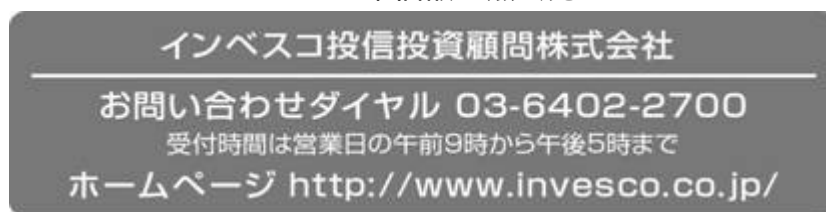
基準価額の算定にあたり、投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

基準価額の算出頻度と公表

基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「先進国イ」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。

なお、基準価額は便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額の照会先



主な投資資産の評価方法の概要

投資資産	評価方法
親投資信託 受益証券	親投資信託受益証券の基準価額で評価します。
株式	原則として、金融商品取引所または外国金融商品市場などにおける最終相場で評価します。

(2)【保管】

原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関する事項はありません。

* ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、無期限とします。

なお、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年3月19日から6月18日、6月19日から9月18日、9月19日から12月18日および12月19日から翌年3月18日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計

算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

繰上償還

a．信託契約の解約

イ．委託会社は、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合、信託期間中において当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ロ．委託会社は、前イ．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

ハ．前ロ．の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの投資信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当ハ．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ニ．上記ロ．の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

ホ．前ロ．からニ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前ロ．からニ．までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

b．信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、後記「信託約款の変更等」の規定に従います。

c．委託会社の登録取消等

委託会社が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し信託を終了させます。ただし監督官庁が、当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、当ファンドは、後記「信託約款の変更等」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

d．受託会社の辞任および解任

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。

受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「

信託約款の変更等」の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し信託を終了させます。

ファンド資産の保管

a．信託業務の委託等

イ．受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託会社の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- ・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- ・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

ロ．受託会社は、前イ．に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前イ．に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

ハ．前イ．およびロ．にかかわらず、受託会社は、次に掲げる業務を、受託会社および委託会社が適当と認める者（受託会社の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- ・投資信託財産の保存にかかる業務
- ・投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・委託会社のみの方針により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
- ・受託会社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

b．混蔵寄託

金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）から、売買代金および償還金などについて円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

c．投資信託財産の登記等および記載等の留保等

イ．信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

ロ．前イ．ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

ハ．投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明

らかにする方法により分別して管理することがあります。

- 二．動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

運用報告書

委託会社は、年2回（6月と12月の決算時）および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめ申し出いただいたご住所に、販売会社よりお届けします。

信託約款の変更等

- a．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、当ファンドの信託約款は当「信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- b．委託会社は、前a．の事項（前a．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c．前b．の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの投資信託財産に当ファンドの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下当c．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d．前b．の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- e．書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f．前b．からe．までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g．前a．からf．までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の当ファンドとの併合を行うことはできません。

反対者の買取請求

委託会社が、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更等」に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、「繰上償還 a．信託契約の解約 口．」または「信託約款の変更等 b．」に規定する書面に付記します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係会社との契約の更新等に関する手続きについて

販売会社は、委託会社との間の「受益権の募集・販売等に関する契約」(別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。)に基づき、受益権の募集の取り扱いなどを行います。同契約は、期間満了の3カ月前までに、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取り扱いについてもこれと同様とします。

公告

受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1)分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該分配金にかかる計算期間の末日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。)に支払います。

前 の規定にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」に基づいて分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく分配金の再投資にかかる受益権の取得申し込みに応じます。当該取得申し込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が、分配金の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金額は、委託会社に帰属するものとしてします。

(2)償還金に対する請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で、取得

申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。)に支払います。なお当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が、信託終了による償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金額は、委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金（解約）を請求することができます。

(4) 反対者の買取請求権

委託会社が、前記「1 資産管理等の概要 (5)その他 繰上償還 a . 信託契約の解約」に規定する信託契約の解約、または「1 資産管理等の概要 (5)その他 信託約款の変更等」に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續きに関する事項は、「1 . 資産管理等の概要 (5)その他 繰上償還 a . 信託契約の解約 口 . 」または「1 . 資産管理等の概要 (5)その他 信託約款の変更等 b . 」に規定する書面に付記します。

(5) 受益権均等分割

受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等に当ファンドの受益権を保有します。

(6) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

当ファンドは平成22年7月5日付で、委託会社が「モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社」から「インベスコ投信投資顧問株式会社」に、マザーファンドの名称が「モルガン・スタンレー 先進国株式インデックス・マザーファンド」から「インベスコ 先進国株式インデックス マザーファンド」に変更されます。

以下の記載内容は、当該変更前のファンドの経理状況です。

(1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成20年12月19日から平成21年6月18日）および当特定期間（平成21年6月19日から平成21年12月18日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

先進国株式インデックス・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前特定期間末 (平成21年6月18日現在)	当特定期間末 (平成21年12月18日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	323,631,107	391,297,176
未収入金	2,400,000	2,961,358
流動資産合計	326,031,107	394,258,534
資産合計	326,031,107	394,258,534
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,651,500	1,770,304
未払解約金	-	161,358
未払受託者報酬	63,495	81,916
未払委託者報酬	571,430	737,170
その他未払費用	75,564	97,484
流動負債合計	2,361,989	2,848,232
負債合計	2,361,989	2,848,232
純資産の部		
元本等		
元本	556,481,135	604,930,913
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	232,812,017	213,520,611
(分配準備積立金)	5,769,768	6,298,381
純資産合計	323,669,118	391,410,302
負債純資産合計	326,031,107	394,258,534

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前特定期間	当特定期間
	自 平成20年12月19日 至 平成21年 6月18日	自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日
営業収益		
有価証券売買等損益	36,133,324	42,904,710
営業収益合計	36,133,324	42,904,710
営業費用		
受託者報酬	117,294	156,274
委託者報酬	1,055,611	1,406,370
その他費用	139,975	188,807
営業費用合計	1,312,880	1,751,451
営業利益又は営業損失()	34,820,444	41,153,259
経常利益又は経常損失()	34,820,444	41,153,259
当期純利益又は当期純損失()	34,820,444	41,153,259
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	2,107,379	1,914,339
期首剰余金又は期首欠損金()	238,816,992	232,812,017
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,998,769	20,880,388
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	26,998,769	20,880,388
剰余金減少額又は欠損金増加額	50,414,079	37,365,436
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	50,414,079	37,365,436
分配金	3,292,780	3,462,466
期末剰余金又は期末欠損金()	232,812,017	213,520,611

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	前特定期間 自 平成20年12月19日 至 平成21年 6月18日	当特定期間 自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日
有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価法で評価しております。なお、時価は親投資信託受益証券の基準価額を用いております。	親投資信託受益証券 同左

（貸借対照表に関する注記）

	前特定期間末 （平成21年 6月18日現在）	当特定期間末 （平成21年12月18日現在）
1．元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は232,812,017円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は213,520,611円であります。
2．当該特定期間の末日における受益権総数	556,481,135口	604,930,913口
3．1口当たり純資産額	0.5816円	0.6470円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前特定期間 自 平成20年12月19日 至 平成21年 6月18日			当特定期間 自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日		
1. 分配金の計算過程 （自平成20年12月19日 至平成21年 3月18日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は 6,282,113円であるが、基準価額水準、市況動向 および収益分配方針を勘案し、 1,643,936円（1万口当たり30円）を分配金額 としております。（外国所得税額2,656円控除後 の分配金は1,641,280円となります。）			1. 分配金の計算過程 （自平成21年 6月19日 至平成21年 9月18日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は 8,292,311円であるが、基準価額水準、市況動向 および収益分配方針を勘案し、 1,730,109円（1万口当たり30円）を分配金額 としております。（外国所得税額37,947円控除 後の分配金は1,692,162円となります。）		
	金額（円）	1万口当たり （円）		金額（円）	1万口当たり （円）
A. 配当等収益	1,175,533	21.45	A. 配当等収益	1,664,893	28.86
B. 有価証券 売買等損益	-	-	B. 有価証券 売買等損益	-	-
C. 収益調整金	517,183	9.43	C. 収益調整金	1,214,362	21.05
D. 分配準備 積立金	4,589,397	83.74	D. 分配準備 積立金	5,413,056	93.85
分配可能額	6,282,113	114.62	分配可能額	8,292,311	143.76
（注）配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資 信託の配当等収益を含んでおります。			（注）配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資 信託の配当等収益を含んでおります。		

前特定期間 自 平成20年12月19日 至 平成21年 6月18日			当特定期間 自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日		
（自平成21年 3月19日 至平成21年 6月18日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は 7,996,166円であるが、基準価額水準、市況動向 および収益分配方針を勘案し、 1,669,443円（1万口当たり30円）を分配金額 としております。（外国所得税額17,943円控除 後の分配金は1,651,500円となります。）			（自平成21年 9月19日 至平成21年12月18日） 投資信託約款に基づき計算した分配可能額は 8,068,836円であるが、基準価額水準、市況動向 および収益分配方針を勘案し、 1,814,792円（1万口当たり30円）を分配金額 としております。（外国所得税額44,488円控除 後の分配金は1,770,304円となります。）		
	金額（円）	1万口当たり （円）		金額（円）	1万口当たり （円）
A．配当等収益	3,203,913	57.57	A．配当等収益	1,112,314	18.39
B．有価証券 売買等損益	-	-	B．有価証券 売買等損益	-	-
C．収益調整金	574,898	10.33	C．収益調整金	536,120	8.86
D．分配準備 積立金	4,217,355	75.78	D．分配準備 積立金	6,420,402	106.13
分配可能額	7,996,166	143.68	分配可能額	8,068,836	133.38
（注）配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資 信託の配当等収益を含んでおります。 2．その他費用 監査報酬および目論見書等の印刷費用を計上 しております。 3．欠損金減少額および欠損金増加額 当期一部解約に伴う欠損金減少額および当期 追加信託に伴う欠損金増加額は、それぞれ欠損 金増加額および欠損金減少額を差し引いた純額 で表示しております。			（注）配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資 信託の配当等収益を含んでおります。 2．その他費用 同左 3．欠損金減少額および欠損金増加額 同左		

（関連当事者との取引に関する注記）

前特定期間 自 平成20年12月19日 至 平成21年 6月18日		当特定期間 自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日	
該当事項はありません。		同左	

（重要な後発事象に関する注記）

前特定期間 自 平成20年12月19日 至 平成21年 6月18日		当特定期間 自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日	
該当事項はありません。		同左	

（その他の注記）

1．本報告書における開示対象ファンドの当該特定期間における元本額の変動

	前特定期間 自 平成20年12月19日 至 平成21年 6月18日	当特定期間 自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日
期首元本額	499,496,351円	556,481,135円
期中追加設定元本額	110,403,599円	101,549,594円
期中一部解約元本額	53,418,815円	53,099,816円

2．有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前特定期間末 （平成21年 6月18日現在）		当特定期間末 （平成21年12月18日現在）	
	貸借対照表計上額 （円）	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）	貸借対照表計上額 （円）	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託 受益証券	323,631,107	46,475,259	391,297,176	4,084,741
合計	323,631,107	46,475,259	391,297,176	4,084,741

3．デリバティブ取引等関係

前特定期間 自 平成20年12月19日 至 平成21年 6月18日	当特定期間 自 平成21年 6月19日 至 平成21年12月18日
ファンドは、デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	モルガン・スタンレー 先進国株式インデックス・ マザーファンド	575,014,219	391,297,176	
合計		575,014,219	391,297,176	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

参考情報

ファンドは、「モルガン・スタンレー 先進国株式インデックス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の平成21年12月18日現在（以下、「計算日」という。）の状況は次のとおりです。

「モルガン・スタンレー 先進国株式インデックス・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査意見の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(平成21年12月18日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	9,667,224
コール・ローン	5,644,989
株式	370,842,630
投資証券	6,225,529
派生商品評価勘定	19,986
未収入金	45,500
未収配当金	937,966
未収利息	7
差入委託証拠金	902,073
流動資産合計	394,285,904
資産合計	394,285,904
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,961,358
流動負債合計	2,961,358
負債合計	2,961,358
純資産の部	
元本等	
元本	575,014,219
剰余金	
欠損金	183,689,673
純資産合計	391,324,546
負債純資産合計	394,285,904

(注) モルガン・スタンレー 先進国株式インデックス・マザーファンドの計算期間は、毎年6月19日から翌年6月18日までであり、本報告書における開示対象ファンドの特定期間と異なります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成21年6月19日 至 平成21年12月18日
1．有価証券の評価基準 および評価方法	<p>組入有価証券（株式および投資証券）については移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>計算日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場もしくは当該金融商品取引所における計算日または直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または、価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2．デリバティブ取引等の評価基準および評価方法	<p>(1) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日において、為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。</p> <p>(2) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっております。</p>
3．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4．収益および費用の計上基準	<p>受取配当金 国内株式については原則として、株式の配当落ち日においてその金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には、予想配当金額を計上し、差額の発生した場合には入金時に計上しております。また、外国株式および外国投資証券については、株式および投資証券の配当落ち日において予想配当金額を計上し、差額の発生した場合には入金時に計上しております。</p>

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>
----------------------------	--

（貸借対照表に関する注記）

（平成21年12月18日現在）	
1. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は183,689,673円であります。
2. 計算日における受益権総数	575,014,219口
3. 1口当たり純資産額	0.6805円

（関連当事者との取引に関する注記）

自 平成21年6月19日 至 平成21年12月18日
該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

自 平成21年6月19日 至 平成21年12月18日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 本報告書における開示対象ファンドの当特定期間における当該親投資信託の元本額の変動

（平成21年12月18日現在）	
先進国株式インデックス・ファンドの当特定期間における当該親投資信託の期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額	
期首元本額	1,530,586,215円
期中追加設定元本額	97,785,509円
期中一部解約元本額	1,053,357,505円
期末における元本の内訳	
先進国株式インデックス・ファンド	575,014,219円
期末元本合計	575,014,219円

2．有価証券関係
 売買目的有価証券

（平成21年12月18日現在）		
種類	貸借対照表計上額（円）	当該親投資信託の期首（平成21年6月19日）から計算日までの期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	370,842,630	49,421,910
投資証券	6,225,529	827,046
合計	377,068,159	50,248,956

3．デリバティブ取引等関係
 取引の状況に関する事項

自 平成21年6月19日 至 平成21年12月18日
<p>1．取引の内容</p> <p>ファンドの利用しているデリバティブ取引は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 為替予約取引 ・ 株価指数先物取引 <p>であります。</p>
<p>2．取引の利用目的および取引に対する取組方針</p> <p>為替予約取引は、外貨建資金の受渡しを行う際の円換算額を確定させるため、株価指数先物取引は信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行っております。</p>
<p>3．取引に係るリスクの内容</p> <p>為替予約取引には為替相場の変動によるリスク、株価指数先物取引には株価変動によるリスクを有しております。</p> <p>なお、デリバティブ取引は、信用度の高い金融機関との取引、あるいは流動性の高い市場での取引であるため、信用リスクはほとんどないと判断しております。</p>
<p>4．取引に係るリスク管理体制</p> <p>デリバティブ取引は運用担当部署が、業務部およびコンプライアンス部の承認を得て、取引の範囲等を定めた投資信託約款および社内規定に基づき実行しております。</p>
<p>5．取引の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

取引の時価等に関する事項

(1) 通貨関連

区分	種類	(平成21年12月18日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	44,188	-	44,064	124
	合計	44,188	-	44,064	124

(注) 1. 時価の算定方法

1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日(以下、「当該日」とする。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(2) 株式関連

区分	種類	(平成21年12月18日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建 S&P500 EMINI	4,864,099	-	4,883,961	19,862
	合計	4,864,099	-	4,883,961	19,862

(注) 1. 時価の算定方法

1) 株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2) 株価指数先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3) 契約額等および時価の邦貨換算は計算日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

次表のとおりです。

(2) 株式以外の有価証券

次表のとおりです。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引等関係の注記事項として記載しております。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

有価証券明細表（株式）

モルガン・スタンレー 先進国株式インデックス・マザーファンド

平成21年12月18日現在

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	日本円	清水建設	1,000	314.00	314,000	
		鹿島建設	1,000	184.00	184,000	
		アサヒビール	100	1,725.00	172,500	
		日本たばこ産業	2	295,500.00	591,000	
		王子製紙	1,000	372.00	372,000	
		日本製紙グループ本社	100	2,295.00	229,500	
		昭和電工	1,000	177.00	177,000	
		住友化学	1,000	376.00	376,000	
		信越化学工業	100	5,030.00	503,000	
		三井化学	1,000	240.00	240,000	
		三菱ケミカルホールディングス	500	373.00	186,500	
		花王	100	2,215.00	221,500	
		富士フィルムホールディングス	200	2,645.00	529,000	
		武田薬品工業	200	3,770.00	754,000	
		アステラス製薬	100	3,350.00	335,000	
		中外製薬	100	1,724.00	172,400	
		エーザイ	100	3,380.00	338,000	
		第一三共	100	1,848.00	184,800	
		昭和シェル石油	100	765.00	76,500	
		新日鉱ホールディングス	500	367.00	183,500	
		ブリヂストン	100	1,569.00	156,900	
		住友ゴム工業	100	785.00	78,500	
		旭硝子	1,000	839.00	839,000	
		新日本製鐵	1,000	361.00	361,000	
		住友金属工業	1,000	234.00	234,000	
		ジェイ エフ イー ホールディングス	100	3,520.00	352,000	
		三井金属鉱業	1,000	235.00	235,000	
		住友電気工業	200	1,093.00	218,600	
		東洋製罐	100	1,324.00	132,400	
		小松製作所	100	1,838.00	183,800	
		ダイキン工業	100	3,570.00	357,000	
		三菱重工業	1,000	321.00	321,000	
		ブラザー工業	100	1,020.00	102,000	
		日立製作所	1,000	260.00	260,000	
		東芝	1,000	495.00	495,000	
		三菱電機	1,000	651.00	651,000	
		日本電産	100	8,130.00	813,000	
		オムロン	100	1,618.00	161,800	

	富士通	1,000	593.00	593,000	
	セイコーエプソン	100	1,388.00	138,800	
	パナソニック	300	1,285.00	385,500	
	ソニー	200	2,550.00	510,000	
	T D K	100	5,450.00	545,000	
	横河電機	100	788.00	78,800	
	アドバンテスト	100	2,190.00	219,000	
	スタンレー電気	100	1,859.00	185,900	
	カシオ計算機	100	711.00	71,100	
	ファナック	100	8,280.00	828,000	
	京セラ	100	7,870.00	787,000	
	村田製作所	100	4,490.00	449,000	
	キヤノン	200	3,740.00	748,000	
	東京エレクトロン	100	5,380.00	538,000	
	豊田自動織機	100	2,670.00	267,000	
	デンソー	100	2,640.00	264,000	
	日産自動車	600	726.00	435,600	
	トヨタ自動車	600	3,740.00	2,244,000	
	本田技研工業	400	3,060.00	1,224,000	
	スズキ	100	2,150.00	215,000	
	テルモ	100	5,360.00	536,000	
	オリンパス	100	2,925.00	292,500	
	H O Y A	100	2,490.00	249,000	
	シチズンホールディングス	200	505.00	101,000	
	バンダイナムコホールディングス	100	871.00	87,100	
	ヤマハ	100	1,033.00	103,300	
	東京電力	300	2,355.00	706,500	
	中部電力	200	2,260.00	452,000	
	関西電力	200	2,135.00	427,000	
	中国電力	200	1,808.00	361,600	
	北陸電力	100	2,065.00	206,500	
	東北電力	200	1,845.00	369,000	
	九州電力	200	1,957.00	391,400	
	北海道電力	100	1,709.00	170,900	
	東京瓦斯	1,000	359.00	359,000	
	大阪瓦斯	1,000	316.00	316,000	
	東京急行電鉄	1,000	380.00	380,000	
	東日本旅客鉄道	100	6,100.00	610,000	
	東海旅客鉄道	1	633,000.00	633,000	
	近畿日本鉄道	1,000	326.00	326,000	

	日本通運	1,000	368.00	368,000	
	全日本空輸	1,000	257.00	257,000	
	ヤフー	2	27,910.00	55,820	
	日本電信電話	100	3,680.00	368,000	
	K D D I	1	473,000.00	473,000	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	5	130,400.00	652,000	
	エヌ・ティ・ティ・データ	1	275,900.00	275,900	
	ソフトバンク	100	2,130.00	213,000	
	伊藤忠商事	1,000	655.00	655,000	
	丸紅	1,000	497.00	497,000	
	三井物産	400	1,246.00	498,400	
	住友商事	100	910.00	91,000	
	三菱商事	300	2,140.00	642,000	
	三越伊勢丹ホールディングス	200	758.00	151,600	
	セブン&アイ・ホールディングス	200	1,831.00	366,200	
	丸井グループ	100	524.00	52,400	
	イオン	100	714.00	71,400	
	新生銀行	1,000	112.00	112,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,300	462.00	1,062,600	
	りそなホールディングス	100	974.00	97,400	
	三井住友フィナンシャルグループ	200	2,840.00	568,000	
	横浜銀行	1,000	428.00	428,000	
	ほくほくフィナンシャルグループ	1,000	200.00	200,000	
	住友信託銀行	1,000	458.00	458,000	
	みずほ信託銀行	1,000	88.00	88,000	
	みずほフィナンシャルグループ	3,000	179.00	537,000	
	大和証券グループ本社	1,000	469.00	469,000	
	野村ホールディングス	800	672.00	537,600	
	三井住友海上グループホールディングス	100	2,445.00	244,500	
	東京海上ホールディングス	100	2,575.00	257,500	
	T & Dホールディングス	50	1,916.00	95,800	
	クレディセゾン	100	1,001.00	100,100	
	アコム	20	1,210.00	24,200	
	オリックス	20	6,270.00	125,400	
	三菱UFJリース	10	2,735.00	27,350	
	エヌ・ティ・ティ都市開発	1	60,900.00	60,900	
	博報堂DYホールディングス	10	4,400.00	44,000	
	電通	100	2,090.00	209,000	
	ユー・エス・エス	10	5,740.00	57,400	
	セコム	100	4,390.00	439,000	

	計	銘柄数： 118			41,827,170	
		組入時価比率： 10.7%			11.3%	
	米ドル	ANADARKO PETROLEUM CORP	100	61.84	6,184.00	
		APACHE CORP	100	99.97	9,997.00	
		ARCH COAL	100	21.00	2,100.00	
		BAKER HUGHES	100	41.08	4,108.00	
		CAMERON INTERNATIONAL CORP	100	39.54	3,954.00	
		CHESAPEAKE ENERGY CORP	100	25.00	2,500.00	
		CHEVRON CORPORATION	400	76.78	30,712.00	
		CONOCOPHILLIPS	300	50.21	15,063.00	
		DENBURY RESOURCES	100	14.13	1,413.00	
		DEVON ENERGY CORPORATION	100	68.70	6,870.00	
		EOG RESOURCES INC	100	92.53	9,253.00	
		EXXON MOBIL CORPORATION	900	68.22	61,398.00	
		HALLIBURTON CO	200	30.08	6,016.00	
		HESS CORP	100	56.40	5,640.00	
		MARATHON OIL CORP	100	30.91	3,091.00	
		MURPHY OIL CORP	100	53.86	5,386.00	
		NATIONAL OILWELL VARCO INC	100	44.45	4,445.00	
		NOBLE CORP	100	40.99	4,099.00	
		NOBLE ENERGY INC	100	71.23	7,123.00	
		OCCIDENTAL PETROLEUM	200	78.32	15,664.00	
		PATTERSON-UTI ENERGY INC	100	15.69	1,569.00	
		PEABODY ENERGY CORP	100	44.11	4,411.00	
		SCHLUMBERGER LTD	200	62.57	12,514.00	
		SOUTHWESTERN ENERGY CO	100	45.40	4,540.00	
		SPECTRA ENERGY CORP	300	20.35	6,105.00	
		TRANSOCEAN LTD	100	82.83	8,283.00	
		VALERO ENERGY CORP	200	16.69	3,338.00	
		WEATHERFORD INTL LTD	200	16.63	3,326.00	
		WILLIAMS COS	300	20.61	6,183.00	
		XTO ENERGY INC	100	46.70	4,670.00	
		AIR PRODUCTS & CHEMICALS	100	81.17	8,117.00	
		ALCOA INC	300	14.50	4,350.00	
		DOW CHEMICAL CO	200	26.48	5,296.00	
		DU PONT (E.I) DE NEMOURS	200	32.01	6,402.00	
		ECOLAB INC	100	44.72	4,472.00	
		FREEMONT MCMORAN COPPER B	100	75.96	7,596.00	
		INT'L PAPER CO	100	26.19	2,619.00	
		MONSANTO CO	100	80.74	8,074.00	

	MOSAIC CO/THE	100	56.03	5,603.00	
	NEWMONT MINING CORPHOLDING CO	100	47.63	4,763.00	
	NUCOR CORP	100	43.00	4,300.00	
	PPG INDUSTRIES	100	58.31	5,831.00	
	PRAXAIR	100	80.78	8,078.00	
	WEYERHAEUSER CO	100	42.99	4,299.00	
	3M CO	200	80.47	16,094.00	
	BOEING CO	100	54.47	5,447.00	
	CATERPILLAR	100	57.53	5,753.00	
	DANAHER CORP	100	74.45	7,445.00	
	DEERE & CO	100	54.14	5,414.00	
	DOVER CORP	100	41.02	4,102.00	
	EATON CORP	100	64.06	6,406.00	
	EMERSON ELECTRIC CO	200	41.50	8,300.00	
	GENERAL DYNAMICS CORP	100	68.51	6,851.00	
	GENERAL ELECTRIC CO	1,900	15.79	30,001.00	
	GOODRICH CORPORATION	100	63.68	6,368.00	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	200	39.54	7,908.00	
	ILLINOIS TOOL WORKS	100	47.61	4,761.00	
	INGERSOLL-RAND PLC	123	35.97	4,424.31	
	ITT CORPORATION	100	51.08	5,108.00	
	KBR	100	18.14	1,814.00	
	L-3 COMMUNICATIONS HOLDINGS	100	84.49	8,449.00	
	LOCKHEEDMARTIN CORPORATION	100	76.08	7,608.00	
	MCDERMOTT INTERNATIONAL	100	23.22	2,322.00	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	100	55.41	5,541.00	
	PACCAR INC	100	35.44	3,544.00	
	QUANTA SERVICES INC	100	20.65	2,065.00	
	RAYTHEON COMPANY	100	52.52	5,252.00	
	TEXTRON	100	18.98	1,898.00	
	TYCO INTERNATIONAL LTD	100	35.69	3,569.00	
	UNITED TECHNOLOGIES CORP	200	69.58	13,916.00	
	DONNELLEY (RR) & SONS	100	21.94	2,194.00	
	REPUBLIC SERVICES INC	100	27.97	2,797.00	
	WASTE MANAGEMENT INC	100	32.71	3,271.00	
	BURLINGTON NTHN SANTA FE	100	98.40	9,840.00	
	CH ROBINSON WORLDWIDE	100	57.79	5,779.00	
	CSX CORP	100	48.46	4,846.00	
	FEDEX CORP	100	84.47	8,447.00	
	NORFOLK SOUTHERN CORP	100	52.06	5,206.00	

		SOUTHWEST AIRLINES CO	100	11.29	1,129.00	
		UNION PACIFIC CORP	100	63.31	6,331.00	
		UNITED PARCEL SERVICE -CL B	200	58.23	11,646.00	
		FORD MOTOR COMPANY	600	9.39	5,634.00	
		GOODYEAR TIRE & RUBBER	100	14.07	1,407.00	
		JOHNSON CONTROLS	200	27.32	5,464.00	
		COACH INC	100	36.57	3,657.00	
		DR HORTON INC	100	10.25	1,025.00	
		LEGGETT & PLATT INC	100	20.01	2,001.00	
		NEWELL RUBBERMAID	100	14.64	1,464.00	
		NIKE B	100	63.25	6,325.00	
		TOLL BROTHERS INC	100	18.18	1,818.00	
		CARNIVAL CORP	100	33.36	3,336.00	
		LAS VEGAS SANDS CORP	100	15.45	1,545.00	
		MCDONALD'S CORP	200	61.92	12,384.00	
		STARBUCKS CORP	200	22.25	4,450.00	
		YUM! BRANDS INC	100	34.35	3,435.00	
		COMCAST CORP CL-A SPECIAL	200	16.24	3,248.00	
		COMCAST CORP-CL A	400	17.11	6,844.00	
		DIRECTV-CLASS A	200	32.75	6,550.00	
		DISCOVERY COMMUNICATIONS-A	50	31.53	1,576.50	
		DISCOVERY COMMUNICATIONS-C	50	27.15	1,357.50	
		DISH NETWORK CORP-A	100	21.00	2,100.00	
		DISNEY (WALT) CO	300	31.93	9,579.00	
		INTERPUBLIC GROUP OF COS	200	7.14	1,428.00	
		LIBERTY GLOBAL INC-A	100	20.48	2,048.00	
		LIBERTY GLOBAL INC-SERIES C	100	20.48	2,048.00	
		MCGRAW-HILL COS	100	34.39	3,439.00	
		NEWS CORP INC CL A WHEN ISS	400	13.22	5,288.00	
		OMNICOM GROUP	100	37.66	3,766.00	
		TIME WARNER CABLE	91	42.66	3,882.06	
		TIME WARNER INC	233	29.50	6,873.50	
		VIACOM INC CLSS B	100	29.91	2,991.00	
		VIRGIN MEDIA INC	100	16.81	1,681.00	
		AMAZON COM INC	100	126.91	12,691.00	
		AMERICAN EAGLE OUTF.	100	16.42	1,642.00	
		AUTONATION INC	100	18.43	1,843.00	
		BED BATH & BEYOND INC	100	37.51	3,751.00	
		BEST BUY COMPANY INC	100	40.94	4,094.00	
		CARMAX INC	100	21.82	2,182.00	

		GAMESTOP CORP A	100	22.65	2,265.00	
		GAP	300	21.27	6,381.00	
		HOME DEPOT	300	28.80	8,640.00	
		KOHL'S CORP	100	53.24	5,324.00	
		LOWE'S COMPANIES	300	23.69	7,107.00	
		NORDSTROM INC	100	35.16	3,516.00	
		STAPLES	200	24.56	4,912.00	
		TARGET CORP	200	47.50	9,500.00	
		TJX COMPANIES INC	100	36.73	3,673.00	
		COSTCO WHOLESALE CORP	100	57.80	5,780.00	
		CVS CAREMARK CORPORATION	300	31.20	9,360.00	
		KROGER CO	100	20.35	2,035.00	
		SUPERVALU INC	100	12.57	1,257.00	
		SYSCO CORP	100	27.58	2,758.00	
		WAL-MART STORES	500	52.76	26,380.00	
		WALGREEN CO	200	37.31	7,462.00	
		ALTRIA GROUP INC	400	19.59	7,836.00	
		ARCHER-DANIELS-MIDLAND	100	30.54	3,054.00	
		COCA-COLA CO	400	56.98	22,792.00	
		CONAGRA FOODS INC	100	22.14	2,214.00	

[次へ](#)

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	米ドル	CONSTELLATION BRANDS INC-A	100	15.12	1,512.00	
		DEAN FOODS CO	100	17.11	1,711.00	
		DR PEPPER SNAPPLE GROUP INC	1	28.06	28.06	
		GENERAL MILLS	100	69.04	6,904.00	
		HEINZ (H.J) CO	100	42.43	4,243.00	
		JM SMUCKER CO/THE-NEW COM	100	59.94	5,994.00	
		KELLOGG CO	100	52.14	5,214.00	
		KRAFT FOODS INC-A	300	26.88	8,064.00	
		LORILLARD INC	100	78.48	7,848.00	
		PEPSICO INC USD COM	300	60.04	18,012.00	
		PHILIP MORRIS INTERNATIONAL-W/I	400	49.29	19,716.00	
		AVON PRODUCTS	100	31.45	3,145.00	
		CLOROX CO	100	61.60	6,160.00	
		COLGATE-PALMOLIVE CO	100	82.88	8,288.00	
		KIMBERLY-CLARK CORP	100	64.09	6,409.00	
		PROCTER & GAMBLE CO	600	61.59	36,954.00	
		AETNA INC NEW	100	32.77	3,277.00	
		BAXTER INTERNATIONAL	100	57.98	5,798.00	
		BECTON DICKINSON & CO	100	75.48	7,548.00	
		BOSTON SCIENTIFIC CORP	400	8.70	3,480.00	
		CARDINAL HEALTH INC	100	31.91	3,191.00	
		CIGNA CORP	100	36.06	3,606.00	
		COVIDIEN PLC	100	46.67	4,667.00	
		EXPRESS SCRIPTS INC	100	85.21	8,521.00	
		HOLOGIC INC	100	13.48	1,348.00	
		IMS HEALTH INC	100	20.52	2,052.00	
		MCKESSON CORP	100	63.67	6,367.00	
		MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	100	62.80	6,280.00	
		MEDTRONIC INC	200	42.87	8,574.00	
		QUEST DIAGNOSTICS INC	100	60.88	6,088.00	
		ST JUDE MEDICAL INC	100	36.77	3,677.00	
		STRYKER CORP	100	50.68	5,068.00	
		UNITEDHEALTH GROUP INC	200	31.82	6,364.00	
		WELLPOINT INC	100	58.90	5,890.00	
		ZIMMER HOLDINGS INC	100	58.68	5,868.00	
		ABBOTT LABORATORIES	300	53.58	16,074.00	
		ALLERGAN INC	100	60.34	6,034.00	
		AMGEN INC	200	54.58	10,916.00	
		BIOGEN IDEC INC	100	49.45	4,945.00	

	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	400	25.77	10,308.00	
	CELGENE CORP	100	50.59	5,059.00	
	FOREST LABORATORIES INC	100	31.55	3,155.00	
	GENZYME CORP - GENL DIVISION	100	48.20	4,820.00	
	GILEAD SCIENCES INC	200	43.20	8,640.00	
	JOHNSON & JOHNSON	500	64.47	32,235.00	
	LIFE TECHNOLOGIES CORP	45	50.87	2,289.15	
	LILLY (ELI) & CO	200	35.45	7,090.00	
	MERCK & CO. INC.	619	37.28	23,076.32	
	PFIZER	1,489	18.22	27,129.58	
	PHARMACEUTICAL PRODUCT DEVELOPMENT INC	100	21.56	2,156.00	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	100	48.53	4,853.00	
	BB&T CORPORATION	100	25.37	2,537.00	
	HUDSON CITY BANCORP INC	300	13.06	3,918.00	
	KEYCORP	300	5.52	1,656.00	
	MARSHALL & ILSLEY CORP	100	5.31	531.00	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	115	52.78	6,069.70	
	SUNTRUST BANKS	100	20.58	2,058.00	
	US BANCORP COM	300	21.78	6,534.00	
	WELLS FARGO COMPANY	819	26.07	21,351.33	
	AMERICAN EXPRESS	200	40.45	8,090.00	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	100	37.81	3,781.00	
	BANK OF AMERICA CORP	1,541	14.86	22,899.26	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	200	26.59	5,318.00	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	100	38.55	3,855.00	
	CITIGROUP INC	2,800	3.20	8,960.00	
	DISCOVER FINANCIAL SERVICES	200	14.92	2,984.00	
	FRANKLIN RESOURCES INC	100	103.45	10,345.00	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	100	160.93	16,093.00	
	JPMORGAN CHASE & CO	700	40.27	28,189.00	
	MORGAN STANLEY	200	29.12	5,824.00	
	NORTHERN TRUST CORP	100	48.86	4,886.00	
	SCHWAB (CHARLES) CORP	200	17.86	3,572.00	
	SEI INVESTMENTS CO	100	17.65	1,765.00	
	STATE STREET CORP	100	39.73	3,973.00	
	T ROWE PRICE GROUP INC	100	51.78	5,178.00	
	TD AMERITRADE HOLDING CO	100	18.10	1,810.00	
	THE NASDAQ OMX GROUP	100	19.87	1,987.00	
	ACE LTD	100	48.58	4,858.00	
	AFLAC	100	46.06	4,606.00	

	ALLSTATE CORP	100	28.31	2,831.00	
	AMERICAN INT'L GROUP	60	28.21	1,692.60	
	AON CORP	100	37.89	3,789.00	
	CHUBB CORP	100	48.12	4,812.00	
	FIDELITY NATIONAL FINANCIAL INC-CL A	100	13.73	1,373.00	
	HARTFORD FINANCIAL SERVICES GROUP	200	23.28	4,656.00	
	LOEWS CORP	100	35.84	3,584.00	
	MARSH & MCLENNAN COS	100	21.86	2,186.00	
	METLIFE INC	200	35.62	7,124.00	
	OLD REPUBLIC INTL CORP	100	10.08	1,008.00	
	PROGRESSIVE CORP	200	17.09	3,418.00	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	100	49.21	4,921.00	
	TRAVELERS COS INC/THE	100	48.38	4,838.00	
	ACCENTURE PLC-CL A	100	41.66	4,166.00	
	ADOBE SYSTEMS	100	37.01	3,701.00	
	AUTOMATIC DATA PROCESS	100	42.28	4,228.00	
	CA INC	200	22.41	4,482.00	
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	100	43.67	4,367.00	
	COMPUTER SCIENCES CORP	100	55.87	5,587.00	
	EBAY INC	200	22.79	4,558.00	
	FIDELITY NATIONAL INFORMATION	35	23.17	810.95	
	INTUIT INC	100	30.08	3,008.00	
	MICROSOFT CORP	1,600	29.60	47,360.00	
	NUANCE COMMUNICATIONS INC	100	14.78	1,478.00	
	ORACLE CORP	700	22.88	16,016.00	
	PAYCHEX INC	100	30.87	3,087.00	
	SAIC INC	100	19.32	1,932.00	
	SYMANTEC CORP	200	17.43	3,486.00	
	SYNOPSYS INC	100	20.94	2,094.00	
	TOTAL SYSTEM SERVICES INC	100	17.35	1,735.00	
	VISA INC-CLASS A SHARES	100	87.03	8,703.00	
	WESTERN UNION	200	19.03	3,806.00	
	YAHOO! INC	300	15.82	4,746.00	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	100	29.44	2,944.00	
	APPLE INC	200	191.86	38,372.00	
	CISCO SYSTEMS	1,000	23.18	23,180.00	
	CORNING	300	18.46	5,538.00	
	DELL INC	300	13.74	4,122.00	
	EMC CORP	400	16.87	6,748.00	
	HEWLETT-PACKARD CO	500	50.56	25,280.00	

	IBM CORP	300	127.40	38,220.00	
	JUNIPER NETWORKS INC	100	25.51	2,551.00	
	MOTOROLA	500	8.11	4,055.00	
	NETAPP INC	100	33.83	3,383.00	
	QUALCOMM	300	44.31	13,293.00	
	SANDISK CORP	100	24.62	2,462.00	
	TYCO ELECTRONICS LTD	100	23.09	2,309.00	
	AMERICAN TOWER CORP-CL A	100	41.66	4,166.00	
	AT & T INC	1,100	27.22	29,942.00	
	CENTURYTEL INC	37	35.15	1,300.55	
	CROWN CASTLE INTL CORP	100	37.51	3,751.00	
	LEVEL 3 COMMUNICATIONS INC	800	1.42	1,136.00	
	METROPCS COMMUNICATIONS	100	7.19	719.00	
	SPRINT NEXTEL CORP	1,000	3.77	3,770.00	
	VERIZON COMMUNICATIONS	500	32.81	16,405.00	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	100	34.82	3,482.00	
	CALPINE CORP	200	11.23	2,246.00	
	CONSOLIDATED EDISON INC	100	45.41	4,541.00	
	DOMINION RESOURCES INC	100	38.96	3,896.00	
	DUKE ENERGY CORP	300	17.33	5,199.00	
	EDISON INTERNATIONAL	100	35.43	3,543.00	
	ENTERGY CORP	100	82.73	8,273.00	
	EXELON CORP	100	49.55	4,955.00	
	FIRSTENERGY CORP	100	46.77	4,677.00	
	FPL GROUP	100	54.26	5,426.00	
	MIRANT CORP	100	15.27	1,527.00	
	NISOURCE INC	100	15.43	1,543.00	
	PEPCO HOLDINGS INC	100	17.01	1,701.00	
	PG&E CORP	100	44.98	4,498.00	
	PPL CORPORATION	100	32.37	3,237.00	
	PROGRESS ENERGY INC	100	41.01	4,101.00	
	PUBLIC SV ENTERPRISE CO	100	33.40	3,340.00	
	SEMPRA ENERGY	100	55.34	5,534.00	
	SOUTHERN CO	200	33.50	6,700.00	
	XCEL ENERGY INC	200	21.30	4,260.00	
	APPLIED MATERIALS	300	13.35	4,005.00	
	BROADCOM CORP-CL A	100	31.16	3,116.00	
	INTEL CORP	1,000	19.07	19,070.00	
	KLA-TENCOR CORPORATION	100	35.73	3,573.00	
	LSI CORP	300	5.47	1,641.00	

		MARVELL TECHNOLOGY GROUP LTD	200	19.25	3,850.00	
		MEMC ELECTRONIC MATRLS	100	12.13	1,213.00	
		NATIONAL SEMICONDUCTOR CORP	100	14.79	1,479.00	
		TEXAS INSTRUMENTS	300	25.08	7,524.00	
	計	銘柄数： 301			2,006,349.37	
					(179,106,808)	
		組入時価比率： 45.8%			48.3%	
	カナダドル	CAMECO CORP	200	32.55	6,510.00	
		CANADIAN NAT RESOURCES	100	71.36	7,136.00	
		CENOVUS ENERGY INC	400	26.12	10,448.00	
		ENBRIDGE INC	100	48.21	4,821.00	
		ENCANA CORP	200	32.60	6,520.00	
		ENSIGN ENERGY SERVICES	100	15.10	1,510.00	
		IMPERIAL OIL	100	39.76	3,976.00	
		NEXEN INC	100	23.95	2,395.00	
		SUNCOR ENERGY	284	36.55	10,380.20	
		TALISMAN ENERGY	200	18.98	3,796.00	
		TRANSCANADA CORP	100	35.93	3,593.00	
		TRICAN WELL SERVICE	100	13.97	1,397.00	
		AGNICO-EAGLE MINES	100	57.65	5,765.00	
		BARRICK GOLD CORP	200	41.05	8,210.00	
		GERDAU AMERISTEEL CORP	100	8.55	855.00	
		GOLDCORP INC	100	40.00	4,000.00	
		IVANHOE MINES LTD	100	14.96	1,496.00	
		KINROSS GOLD CORP	200	19.08	3,816.00	
		POTASH CORP SASKATCHEWAN	100	119.20	11,920.00	
		SHERRITT INTERNATIONAL CORP	200	6.34	1,268.00	
		SILVER WHEATON CORP	100	15.70	1,570.00	
		SINO-FOREST CORPORATION	100	17.52	1,752.00	
		TECK RESOURCES LTD	124	39.02	4,838.48	
		CAE	100	8.63	863.00	
		FINNING INTERNATIONAL INC	100	16.16	1,616.00	
		CANADIAN NATL RAILWAY CO	100	56.39	5,639.00	
		GILDAN ACTIVEWEAR INC	100	24.61	2,461.00	
		GROUPE AEROPLAN INC	100	10.66	1,066.00	
		THOMSON REUTERS CORP	100	34.20	3,420.00	
		ALIMENTATION COUCHE-T. B	100	20.85	2,085.00	
		SHOPPERS DRUG MART CORP	100	43.45	4,345.00	
		VITERRA INC	200	9.78	1,956.00	
		BIOVAIL CORPORATION	100	14.62	1,462.00	

		BANK MONTREAL	100	54.09	5,409.00	
		BANK NOVA SCOTIA	200	48.37	9,674.00	
		CANADIAN IMPERIAL BANK	100	68.04	6,804.00	
		NATIONAL BANK OF CANADA	100	60.55	6,055.00	
		ROYAL BANK OF CANADA	300	54.94	16,482.00	
		TORONTO-DOMINION BANK	200	64.20	12,840.00	
		CI FINANCIAL CORP	100	21.00	2,100.00	
		ONEX CORPORATION	100	23.99	2,399.00	
		MANULIFE FINANCIAL CORP	400	18.60	7,440.00	
		SUN LIFE FINANCIAL INC	100	29.35	2,935.00	
		BROOKFIELD ASSET MANAGE-CL A	300	22.97	6,891.00	
		BROOKFIELD PROPERTIES CORP	100	13.33	1,333.00	
		RESEARCH IN MOTION	100	67.05	6,705.00	
		ROGERS COMMUNICATIONS B	100	30.79	3,079.00	
		TRANSALTA CORP	100	23.25	2,325.00	
	計	銘柄数： 48			225,356.68	
					(18,801,507)	
		組入時価比率： 4.8%			5.1%	
	ユーロ	ENI SPA	487	17.14	8,347.18	
		FUGRO CERT	30	39.01	1,170.45	
		GALP ENERGIA SGPS SA-B	107	11.93	1,276.51	
		GENERALE GEOPHYSIQUE	60	14.53	871.80	
		HELLENIC PETROLEUM SA	49	8.26	404.74	
		NESTE OIL OYJ	51	11.53	588.03	
		REPSOL YPF.SA	143	18.73	2,678.39	
		SBM OFFSHORE NV	57	13.44	766.08	
		TENARIS	166	14.15	2,348.90	
		TOTAL SA	376	43.31	16,284.56	
		ACERINOX SA	62	14.00	868.00	
		AIR LIQUIDE	48	82.02	3,936.96	
		AKZO NOBEL	51	45.79	2,335.54	
		ARCELORMITTAL	164	30.16	4,947.06	
		BASF SE	167	43.18	7,211.06	
		CIMPOR CIMENTOS DE PORTUGAL	122	5.46	666.73	
		CRH	142	18.31	2,600.02	
		ERAMET	3	222.80	668.40	
		IMERYS SA	13	39.90	518.70	
		ITALCEMENTI ORD	32	9.49	303.84	
		KONINKLIJKE DSM NV	65	34.00	2,210.00	
		LAFARGE (FRANCE)	44	56.68	2,493.92	

	LINDE	27	85.46	2,307.42	
	OUTOKUMPU A	47	12.00	564.00	
	RAUTARUUKKI OYJ	34	14.62	497.08	
	SALZGITTER	19	67.11	1,275.09	
	STORA ENSO OYJ-R SHS	276	4.86	1,341.36	
	THYSSENKRUPP AG	88	25.39	2,234.32	
	TITAN CEMENT CO. S.A.	25	20.88	522.00	
	UMICORE	59	23.38	1,379.71	
	VOESTALPINE AG	53	26.03	1,379.59	
	WACKER CHEMIE	7	118.00	826.00	
	ALSTOM	46	48.92	2,250.55	
	BOSKALIS WESTMINSTER CVA	29	26.80	777.20	
	BOUYGUES ORD	63	35.40	2,230.20	
	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	82	37.12	3,044.25	
	EIFFAGE	17	39.17	665.89	
	FOMENTO DE CONSTRUC Y CONTRA	18	27.89	502.02	
	GAMESA CORP TECNOLOGICA SA	96	11.33	1,087.68	
	GEA GROUP	64	15.20	972.80	
	HOCHTIEF	17	51.71	879.07	
	LEGRAND	44	19.76	869.44	
	METSO CORP	61	23.89	1,457.29	
	PHILIPS ELECTRONICS NV	176	19.96	3,513.84	
	PRYSMIAN	54	11.63	628.02	
	SACYR VALLEHERMOSO SA	34	8.25	280.67	
	SAFRAN S.A.	91	13.07	1,189.82	
	SCHNEIDER ELECTRIC SA	51	77.34	3,944.34	
	SIEMENS AG	149	61.79	9,206.71	
	SOLARWORLD	44	14.95	657.80	
	THALES	43	34.90	1,500.91	
	VINCI S.A.	92	39.35	3,620.20	
	WARTSILA OYJ	40	26.88	1,075.20	
	ZARDOYA OTIS SA	46	13.78	633.88	
	BIC	12	48.34	580.14	
	BUREAU VERITAS SA	26	35.46	922.09	
	RANDSTAD HOLDING NV	44	34.93	1,537.14	
	ADP	14	53.28	745.92	
	AIR FRANCE-KLM	73	11.22	819.06	
	BRISA	120	6.94	832.80	
	DEUTSCHE LUFTHANZA	111	11.93	1,324.78	
	DEUTSCHE POST AG-REG	176	13.41	2,361.04	

	FERROVIAL SA	173	7.65	1,324.31	
	FRAPORT	17	35.73	607.41	
	IBERIA (LINEA AER DE ESPANA)	235	1.98	466.00	
	TNT NV	108	20.69	2,234.52	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	68	32.34	2,199.12	
	BMW VORZUG-PFD	24	22.48	539.52	
	DAIMLER AG	163	36.75	5,990.25	
	FIAT SPA	212	10.42	2,209.04	
	NOKIAN RENKAAT OYJ	56	16.34	915.04	
	PIRELLI & C.	1,191	0.43	512.13	
	ADIDAS AG	59	38.63	2,279.17	
	LUXOTTICA GROUP SPA	55	18.19	1,000.45	
	LVMH	53	75.73	4,013.69	
	PUMA AG	3	234.78	704.34	
	ACCOR	59	37.28	2,199.81	
	AUTOGRILL SPA	45	8.60	387.22	
	TUI AG	106	5.53	586.18	
	EUTELSAT COMMUNICATIONS	40	22.65	906.00	
	GESTEVISION TELECINCO SA	47	9.19	432.16	
	JC DECAUX INTERNATIONAL	24	17.09	410.16	
	M6-METROPOLE TELEVISION	29	18.16	526.78	
	PAGESJAUNES GROUP SA	44	7.59	334.09	
	REED ELSEVIER NV	279	8.43	2,351.97	
	SANOMA OYJ	37	14.80	547.60	
	TELEVISION FRANCAISE (T.F.1)	47	12.63	593.61	
	VIVENDI SA	252	20.32	5,121.90	
	INDITEX	53	43.65	2,313.45	
	PPR	34	82.41	2,801.94	
	AHOLD (KON.)	239	9.17	2,192.82	
	CARREFOUR	120	32.71	3,925.20	
	CASINO ORD	21	61.05	1,282.05	
	JERONIMO MARTINS	115	6.82	784.64	
	KESKO B-SHARE	26	22.48	584.48	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV NV	117	35.90	4,200.30	
	COCA-COLA HELLENIC BOTTLING	76	15.60	1,185.60	
	DANONE	93	42.28	3,932.04	
	HEINEKEN HOLDING NV	50	28.73	1,436.75	
	HEINEKEN NV	65	33.44	2,173.92	
	PERNOD-RICARD	37	59.55	2,203.35	
	UNILEVER NV-CVA	255	22.22	5,666.10	

	HENKEL AG & CO KGAA-PFD	63	36.78	2,317.14	
	LOREAL	40	75.06	3,002.40	
	CELESIO AG	34	17.39	591.26	
	ESSILOR INTERNATIONAL	56	40.87	2,288.72	
	FRESENIUS SE	12	42.10	505.20	
	BAYER AG	145	54.37	7,883.65	
	ELAN CORPORATION PLC	247	4.51	1,115.94	
	GRIFOLS SA	59	11.67	688.82	
	ORION OYJ-NEW	39	14.46	563.94	
	SANOFI-AVENTIS SA	186	53.44	9,939.84	
	UCB SA	44	31.03	1,365.54	
	ANGLO IRISH BANK CORP	349	-	-	
	BANCA CARIGE ORD	320	1.87	598.40	
	BANCA POPOLARE MILANO	166	4.99	829.58	
	BANCO BILBAO VIZCAYA-ARGENTARIA	674	12.39	8,350.86	
	BANCO COMERCIAL PORTUGUES-R	1,228	0.78	968.89	
	BANCO DE VALENCIA SA	115	5.35	615.25	
	BANCO ESPIRITO SANTO SA	282	4.56	1,288.17	
	BANCO POPULAR ESPANOL	385	5.20	2,002.00	
	BANCO SANTANDER CENTRAL	1,475	11.32	16,697.00	
	BANK OF CYPRUS PUBLIC CO LTD	300	4.78	1,434.00	
	BANKINTER	121	7.07	856.07	
	BNP PARIBAS	172	55.16	9,487.52	
	CREDIT AGRICOLE SA	188	12.90	2,425.20	
	DEUTSCHE POSTBANK AG	38	23.60	896.80	
	DEXIA	273	4.59	1,255.52	
	EFG EUROBANK ERGASIAS	147	7.82	1,149.54	
	INTESA SANPAOLO	1,438	3.04	4,375.11	
	INTESA SANPAOLO-RNC	372	2.21	824.91	
	NATIONAL BANK OF GREECE	122	18.15	2,214.30	
	RAIFFEISEN INTL BANK HOLDING	28	39.15	1,096.20	
	SOCIETE GENERALE	119	47.50	5,652.50	
	UNICREDIT SPA	2,671	2.26	6,049.81	
	CIE NAT'L A PORTEFEUILLE	19	35.75	679.25	
	CRITERIA CAIXACORP SA	386	3.26	1,258.36	
	DEUTSCHE BANK	108	51.00	5,508.00	
	DEUTSCHE BOERSE AG	40	54.98	2,199.20	
	EURAZEO	12	48.67	584.04	
	EXOR SPA	31	13.05	404.55	
	ING GROEP	701	6.98	4,892.98	

	MARFIN INVESTMENT GROUP SA	305	1.98	603.90	
	POHJOLA BANK PLC	43	7.26	312.18	
	AEGON NV	462	4.42	2,042.50	
	ALLIANZ SE-REG	84	85.48	7,180.32	
	ASSICURAZIONI GENERALI	236	18.14	4,281.04	
	AXA	329	16.32	5,370.92	
	CNP ASSURANCES	18	68.10	1,225.80	
	FORTIS COUPON 42-RTS	1,171	-	-	
	HANNOVER RUECKVERSICHERU-REG	28	32.02	896.56	
	MAPFRE SA	324	2.89	938.30	
	MEDIOLANUM SPA	119	4.29	510.80	
	MUENCHENER RUCKUERSICHERVNGS F/PD REGS	40	106.57	4,262.80	
	SAI ORD	27	10.60	286.20	
	UNIPOL GRUPPO FINAN ORD	301	0.90	273.30	
	VIENNA INSURANCE GROUP	13	34.49	448.37	
	ATOS ORIGIN	37	30.52	1,129.42	
	DASSAULT SYSTEMES SA	31	39.09	1,211.79	
	INDRA SISTEMAS SA	46	15.88	730.71	
	SAP AG	160	31.55	5,048.80	
	UNITED INTERNET AG-REG SHARE	58	9.24	535.92	
	NEOPOST SA	13	57.00	741.00	
	NOKIA OYJ	672	8.70	5,846.40	
	DEUTSCHE TELEKOM REGD	506	10.09	5,108.07	
	ELISA CORPORATION CLASS-A	60	15.09	905.40	
	FRANCE TELECOM SA	322	17.06	5,493.32	
	HELLENIC TELECOMMUN ORGANIZA	125	10.58	1,322.50	
	KONINKLIJKE KPN	295	11.61	3,426.42	
	MOBISTAR SA	13	47.61	618.93	
	TELECOM ITALIA SPA	2,568	1.08	2,783.71	
	TELEFONICA S.A.	750	19.16	14,370.00	
	A2A SPA	570	1.43	818.52	
	ACCIONA S.A.	13	92.85	1,207.05	
	E.ON AG	335	27.90	9,346.50	
	EDP RENOVAVEIS SA	117	6.30	737.10	
	ELECTRICITE DE FRANCE	56	40.00	2,240.00	
	ENAGAS	85	15.35	1,304.75	
	ENEL SPA	1,188	4.00	4,757.94	
	FORTUM OYJ	129	17.93	2,312.97	
	GDF SUEZ	214	28.76	6,155.71	
	IBERDROLA	676	6.50	4,394.00	

		IBERDROLA RENOVABLES	442	3.28	1,449.76	
		PUBLIC POWER CORP	42	13.25	556.50	
		RWE AG	73	65.37	4,772.01	
		RWE AG-NON VTG-PFD	16	58.78	940.48	
		VEOLIA ENVIRONNEMENT	99	22.24	2,202.25	
		VERBUND OESTERR ELEK A	40	28.75	1,150.00	
		ASML HOLDING NV	102	23.04	2,350.08	
	計	銘柄数 : 189			439,466.76	
					(56,264,929)	
		組入時価比率 : 14.4%			15.2%	
	英ポンド	AMEC	161	7.69	1,238.89	
		BG GROUP PLC	615	10.85	6,675.82	
		BP PLC	3,354	5.74	19,262.02	
		ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	781	17.99	14,050.19	
		ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	517	17.29	8,938.93	
		TULLOW OIL	159	12.37	1,966.83	
		ANGLO AMERICAN PLC	250	25.94	6,485.00	
		BHP BILLITON PLC	428	18.63	7,973.64	
		KAZAKHMYS	94	12.45	1,170.30	
		REXAM PLC	311	2.77	863.02	
		RIO TINTO PLC REG	249	31.34	7,803.66	
		XSTRATA	386	10.30	3,975.80	
		BAE SYSTEMS PLC	693	3.43	2,380.45	
		BALFOUR BEATTY	231	2.48	572.88	
		BUNZL PLC	171	6.52	1,115.77	
		INVENSYS PLC	417	2.83	1,181.77	
		ROLLS-ROYCE GROUP PLC	441	4.81	2,122.97	
		ROLLS-ROYCE GROUP-C SHRS	57,240	0.00	57.24	
		TOMKINS PLC	352	1.93	681.12	
		CAPITA GROUP PLC	316	7.19	2,273.62	
		EXPERIAN PLC	300	6.22	1,867.50	
		BRITISH AIRWAYS	230	1.92	442.06	
		FIRSTGROUP PLC	229	3.97	910.04	
		BURBERRY GROUP PLC	173	5.68	982.64	
		COMPASS GROUP PLC	460	4.46	2,051.60	
		INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	118	8.80	1,038.99	
		THOMAS COOK GROUP PLC	195	2.28	444.99	
		TUI TRAVEL PLC	223	2.56	570.88	
		WHITBREAD PLC	73	13.66	997.18	
		BRITISH SKY BROADCASTING	500	5.65	2,825.00	

		PEARSON	238	8.63	2,055.13	
		REED ELSEVIER PLC	431	4.90	2,111.90	
		WPP PLC	344	6.10	2,098.40	

[次へ](#)

種類	通貨	銘柄	株数	評価単価	評価額	備考
株式	英ポンド	CARPHONE WAREHOUSE GROUP	134	1.84	247.76	
		KINGFISHER PLC	1,135	2.26	2,570.77	
		MARKS&SPENCER GROUP PLC	800	3.99	3,192.80	
		MORRISON SUPERMARKETS	800	2.75	2,204.00	
		TESCO	1,545	4.10	6,334.50	
		ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	160	8.13	1,300.80	
		BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	359	19.26	6,914.34	
		CADBURY PLC	254	7.92	2,011.68	
		DIAGEO PLC	493	10.45	5,151.85	
		IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	187	18.80	3,515.60	
		SABMILLER PLC	190	17.94	3,408.60	
		UNILEVER PLC	263	19.10	5,023.30	
		RECKITT BENCKISER GROUP PLC	113	32.42	3,663.46	
		ASTRAZENECA	262	28.18	7,383.16	
		GLAXOSMITHKLINE PLC	933	12.97	12,101.01	
		SHIRE PLC	169	11.74	1,984.06	
		BARCLAYS PLC	2,053	2.73	5,622.14	
		HSBC HOLDINGS	3,118	6.84	21,330.23	
		LLOYDS BANKING GROUP PLC	8,765	0.51	4,478.91	
		STANDARD CHARTERED PLC	380	15.35	5,834.90	
		ICAP PLC	247	4.15	1,027.02	
		INVESTEC PLC	159	4.28	681.79	
		LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	61	7.22	440.72	
		SCHRODERS PLC	40	12.45	498.00	
		ADMIRAL GROUP PLC	102	11.27	1,149.54	
		AVIVA PLC	581	3.73	2,168.29	
		OLD MUTUAL PLC	2,000	1.05	2,110.00	
		PRUDENTIAL PLC	490	6.11	2,993.90	
		RESOLUTION LTD	955	0.82	792.17	
		BT GROUP PLC	1,547	1.40	2,179.72	
		VODAFONE GROUP PLC	9,409	1.39	13,163.19	
		CENTRICA	950	2.67	2,541.25	
		DRAX GROUP PLC	177	4.15	734.72	
		NATIONAL GRID PLC	418	6.46	2,700.28	
		SCOTTISH & SOUTHERN ENERGY	179	11.12	1,990.48	
		SEVERN TRENT PLC	111	10.62	1,178.82	
	計	銘柄数： 69			249,809.99	
					(36,070,064)	
		組入時価比率： 9.2%			9.7%	

	スイス フラン	HOLCIM LTD-REG	60	78.85	4,731.00	
		SYNGENTA AG	18	285.10	5,131.80	
		ABB LTD	448	19.11	8,561.28	
		SCHINDLER HOLDINGS-PART CERT	27	77.25	2,085.75	
		CIE FINANCIERE RICHEMON-BR A	117	34.20	4,001.40	
		THE SWATCH GROUP AG-REG	20	49.30	986.00	
		ARYZTA AG	41	38.10	1,562.10	
		NESTLE SA-REGISTERED	599	49.60	29,710.40	
		NOBEL BIOCARE HOLDING AG	63	32.56	2,051.28	
		STRAUMANN HOLDING AG-REG	3	280.00	840.00	
		LONZA AG-REG	22	73.75	1,622.50	
		NOVARTIS AG-REG	371	56.55	20,980.05	
		ROCHE HOLDING GENUSS	120	174.70	20,964.00	
		CREDIT SUISSE GROUP AG	209	51.30	10,721.70	
		GAM HOLDING LTD	105	11.96	1,255.80	
		PARGESA HOLDING INH	12	89.75	1,077.00	
		UBS AG-REG	660	16.21	10,698.60	
		BALOISE HOLDING-REG	24	86.00	2,064.00	
		SWISS LIFE HOLDING AG	16	131.00	2,096.00	
		SWISS REINSURANCE LTD	67	49.65	3,326.55	
		ZURICH FINANCIAL SERVICES AG	32	219.70	7,030.40	
		LOGITECH INTERNATIONAL-REG	85	17.33	1,473.05	
	計	銘柄数： 22			142,970.66	
					(12,246,866)	
		組入時価比率： 3.1%			3.3%	
	スウェーデン クローナ	LUNDIN PETROLEUM AB	200	57.65	11,530.00	
		SSAB AB-A SHARES	100	115.40	11,540.00	
		ATLAS COPCO AB-A SHS	226	102.20	23,097.20	
		SANDVIK AB	270	86.90	23,463.00	
		SKF AB-B SHARES	200	120.40	24,080.00	
		VOLVO AB-B SHS	500	62.65	31,325.00	
		SECURITAS AB-B SHS	200	69.45	13,890.00	
		HENNES & MAURITZ B	95	395.50	37,572.50	
		GETINGE AB-B SHS	100	137.10	13,710.00	
		NORDEA BANK AB	568	73.50	41,748.00	
		SKAND. ENSKILDA BANKEN A	474	45.46	21,548.04	
		SVENSKA HANDELSBANKEN-A	111	201.00	22,311.00	
		SWEDBANK AB-A SHARES	200	69.30	13,860.00	
		INVESTOR AB-B SHS	175	130.30	22,802.50	

		ERICSSON (LM) B	549	65.50	35,959.50	
		TELIASONERA	448	51.45	23,049.60	
	計	銘柄数: 16			371,486.34	
					(4,554,422)	
		組入時価比率: 1.2%			1.2%	
	ノルウェー クローネ	SEADRILL LTD	50	147.00	7,350.00	
		STATOIL ASA	250	142.70	35,675.00	
		RENEWABLE ENERGY CORP AS	100	41.50	4,150.00	
		TELENOR ASA	200	80.10	16,020.00	
	計	銘柄数: 4			63,195.00	
					(961,195)	
		組入時価比率: 0.2%			0.3%	
	デンマーク クローネ	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	47	314.00	14,758.00	
		DSV A/S	100	91.40	9,140.00	
		NOVO NORDISK A/S SER-B	83	335.50	27,846.50	
		DANSKE BANK A/S	140	115.25	16,135.00	
		TOPDANMARK AS	15	712.00	10,680.00	
		TRYGVESTA AS	32	353.00	11,296.00	
	計	銘柄数: 6			89,855.50	
					(1,546,413)	
		組入時価比率: 0.4%			0.4%	
	オーストラ リアドル	ARROW ENERGY LTD	503	4.00	2,012.00	
		CALTEX AUSTRALIA LIMITED	58	8.30	481.40	
		ORIGIN ENERGY LIMITED	232	16.04	3,721.28	
		PALADIN ENERGY LIMITED	301	4.10	1,234.10	
		SANTOS	244	13.86	3,381.84	
		WOODSIDE PETROLEUM LIMITED	99	46.70	4,623.30	
		WORLEYPARSONS	74	27.99	2,071.26	
		ALUMINA LTD	706	1.79	1,263.74	
		BHP BILLITON LTD	610	41.41	25,260.10	
		BORAL LIMITED	233	5.65	1,316.45	
		JAMES HARDIE INDUSTRIES NV	187	8.10	1,514.70	
		NEWCREST MINING	95	35.25	3,348.75	
		NUFARM LIMITED	225	10.64	2,394.00	
		OZ MINERALS LTD	1,550	1.16	1,798.00	
		RIO TINTO LTD (CRA)	78	71.65	5,588.70	
		SIMS METAL MANEGEMENT LIMITED	76	21.25	1,615.00	
		CSR	385	1.74	669.90	

		MACQUARIE INFRASTRUCTURE GRP	1,184	1.33	1,580.64	
		MAP GROUP	293	2.86	837.98	
		QANTAS AIRWAYS LIMITED	378	2.73	1,031.94	
		BILLABONG INTERNATIONAL LTD	71	10.50	745.50	
		ARISTOCRAT LEISURE LIMITED	139	3.88	539.32	
		CROWN LTD	179	7.68	1,374.72	
		TABCORP HOLDINGS	260	6.85	1,781.00	
		TATTS GROUP LTD	429	2.36	1,012.44	
		FAIRFAX MEDIA LIMITED	647	1.62	1,051.37	
		HARVEY NORMAN HOLDINGS LTD	226	4.24	958.24	
		METCASH LTD	347	4.35	1,509.45	
		WESFARMERS LIMITED	227	29.20	6,628.40	
		WESFARMERS LTD-PPP	62	29.18	1,809.16	
		WOOLWORTHS LIMITED	230	26.85	6,175.50	
		GOODMAN FIELDER	565	1.54	872.92	
		COCHLEAR LIMITED	22	65.00	1,430.00	
		SONIC HEALTHCARE LIMITED	165	14.49	2,390.85	
		CSL LIMITED	117	30.64	3,584.88	
		AUST AND NZ BANKING GROUP LT	469	21.58	10,121.02	
		BENDIGO AND ADELAIDE BANK LIMITED	105	8.77	920.85	
		COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	283	52.08	14,738.64	
		NATIONAL AUSTRALIA BANK	390	26.65	10,393.50	
		WESTPAC BANKING	546	23.35	12,749.10	
		MACQUARIE GROUP LIMITED	75	46.35	3,476.25	
		AMP LIMITED	592	6.35	3,759.20	
		QBE INSURANCE GROUP	208	24.21	5,035.68	
		SUNCORP-METWAY LIMITED	411	8.45	3,472.95	
		LEND LEASE GROUP	144	9.22	1,327.68	
		COMPUTERSHARE LIMITED	189	10.99	2,077.11	
		TELSTRA CORPORATION INS RECP	1,065	3.55	3,780.75	
	計	銘柄数： 47			169,461.56	
					(13,411,187)	
		組入時価比率： 3.4%			3.6%	
	ニュージーランドドル	FLETCHER BUILDING LIMITED	200	7.65	1,530.00	
		AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	511	1.89	965.79	
		SKY CITY ENTERTAINMENT GROUP	259	3.29	852.11	
		TELECOM CORP NEW ZEALAND	956	2.39	2,284.84	
		CONTACT ENERGY LIMITED	151	5.76	869.76	
	計	銘柄数： 5			6,502.50	

					(412,258)	
		組入時価比率：	0.1%		0.1%	
香港ドル	MONGOLIA ENERGY CO LTD		2,000	4.00	8,000.00	
	HUTCHISON WHAMPOA		1,000	50.25	50,250.00	
	CATHAY PACIFIC AIRWAYS		1,000	14.20	14,200.00	
	YUE YUEN INDUSTRIAL HLDG		500	22.60	11,300.00	
	ESPRIT HOLDINGS LTD		800	48.45	38,760.00	
	LIFESTYLE INTL HLDGS		500	13.90	6,950.00	
	BANK EAST ASIA		60	30.45	1,827.00	
	HANG SENG BANK		200	113.00	22,600.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD		200	135.50	27,100.00	
	HOPEWELL HOLDINGS LIMITED		500	25.75	12,875.00	
	NEW WORLD DEVELOPMENT		1,000	16.00	16,000.00	
	SWIRE PACIFIC A		500	91.25	45,625.00	
	FOXCONN INTERNATIONAL		1,000	7.48	7,480.00	
	CLP HOLDINGS LIMITED		500	52.05	26,025.00	
	HONGKONG CHINA GAS		100	19.14	1,914.00	
	ASM PACIFIC TECHNOLOGY		100	69.30	6,930.00	
計	銘柄数：	16			297,836.00	
					(3,428,092)	
		組入時価比率：	0.9%		0.9%	
シンガポールドル	KEPPEL CORP LTD		1,000	8.27	8,270.00	
	COMFORTDELGRO CORP LTD		1,000	1.57	1,570.00	
	GENTING SINGAPORE PLC		2,000	1.17	2,340.00	
	OLAM INTERNATIONAL LTD		1,000	2.60	2,600.00	
	GOLDEN AGRI RESOURCES LTD		2,080	0.50	1,040.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP		1,000	8.70	8,700.00	
	CAPITALAND LIMITED		1,000	4.15	4,150.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS		2,000	3.05	6,100.00	
計	銘柄数：	8			34,770.00	
					(2,211,719)	
		組入時価比率：	0.6%		0.6%	
合計					370,842,630	
					(329,015,460)	

(注1) 通貨種類毎の計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()は、外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各計欄の合計金額に対する比率であります。

有価証券明細表（投資証券）

モルガン・スタンレー 先進国株式インデックス・マザーファンド

平成21年12月18日現在

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	米ドル	ANNALY CAPITAL MANAGEMENT INC	200	3,734.00	
		BOSTON PROPERTIE	100	6,915.00	
		DUKE REALTY CORP	100	1,178.00	
		EQUITY RESIDENTIAL	100	3,185.00	
		HCP INC	100	3,082.00	
		PLUM CREEK TIMBER	100	3,656.00	
		PUBLIC STORAGE	100	7,936.00	
		SIMON PROPERTY	102	7,824.42	
		VORNADO RLTY TST	102	7,103.28	
	計	銘柄数： 9		44,613.70	
				(3,982,664)	
		組入時価比率： 1.0%		64.0%	
	カナダドル	ARC ENERGY TRUST-UNITS	100	2,003.00	
		PROVIDENT ENERGY TRUST-UTS	100	722.00	
		RIOCAN REAL ESTATE	100	1,846.00	
		YELLOW PAGES INCOME FUND	100	516.00	
	計	銘柄数： 4		5,087.00	
				(424,408)	
		組入時価比率： 0.1%		6.8%	
	ユーロ	BGP HOLDINGS PLC	4,076	-	
		CORIO NV	23	1,048.22	
		GECINA	6	426.00	
		ICADE	8	549.28	
		UNIBAIL-RODAMCO SE	18	2,686.50	
	計	銘柄数： 5		4,710.00	
				(603,021)	
		組入時価比率： 0.2%		9.7%	
	英ポンド	SEGRO PLC	369	1,225.08	
	計	銘柄数： 1		1,225.08	
				(176,889)	
		組入時価比率： 0.0%		2.8%	
	オーストラリアドル	CFS RETAIL PROPERTY	582	1,105.80	
		DEXUS PROPERTY GROUP	2,519	2,027.79	
		GPT GROUP	4,076	2,404.84	
		WESTFIELD GROUP	383	4,626.64	
	計	銘柄数： 4		10,165.07	
				(804,463)	
		組入時価比率： 0.2%		12.9%	

	シンガポールドル	ASCENDAS REAL ES	1,000	1,920.00	
		CAPITAMALL TRUST	1,000	1,760.00	
	計	銘柄数： 2		3,680.00	
				(234,084)	
		組入時価比率： 0.1%		3.8%	
	合計			6,225,529	
				(6,225,529)	

(注1) 通貨種類毎の計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2) 合計金額欄の()は、外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各計欄の合計金額に対する比率であります。

[前へ](#)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(平成22年4月30日現在)

資産総額	430,503,667 円
負債総額	618,758 円
純資産総額(-)	429,884,909 円
発行済口数	602,520,327 口
1口当たり純資産額(/)	0.7135 円

(参考)モルガン・スタンレー 先進国株式インデックス・マザーファンド

資産総額	452,536,812 円
負債総額	22,199,101 円
純資産総額(-)	430,337,711 円
発行済口数	569,038,717 口
1口当たり純資産額(/)	0.7563 円

第5【設定及び解約の実績】

		設定数量(口)	解約数量(口)
第1 特定期間	第1 期	345,438,256	2,938,296
	第2 期	150,964,736	31,282,586
第2 特定期間	第3 期	61,328,898	24,014,657
	第4 期	50,806,548	2,324,165
第3 特定期間	第5 期	59,597,051	51,094,650
	第6 期	56,728,167	36,506,259
第4 特定期間	第7 期	44,821,427	16,593,557

(注1)設定数量には当初設定数量を含みます。

(注2)本邦外における設定、解約の実績はありません。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成22年4月30日現在

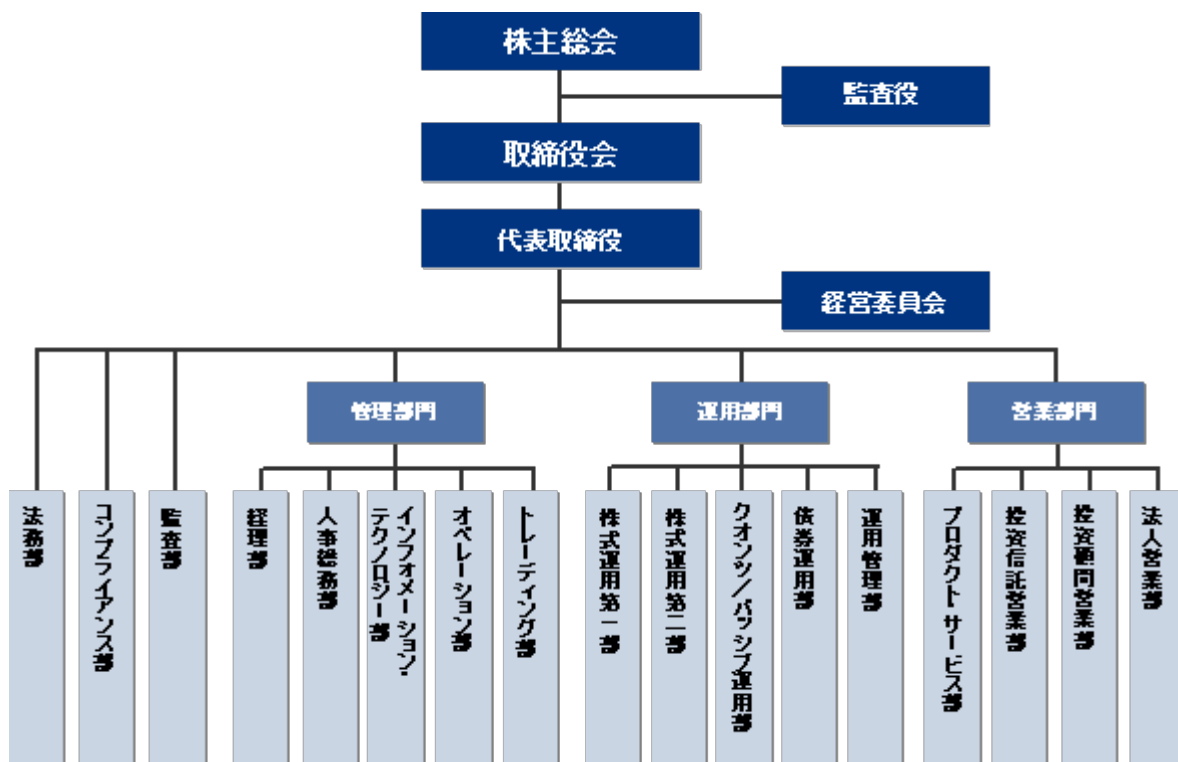
資本金	480,000千円
発行可能株式総数	56,400株
発行済株式総数	9,600株

直近5カ年における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2)委託会社等の機構

組織図



上記組織図における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

会社の意思決定機構

取締役会	取締役の全員をもって構成される取締役会は、代表取締役を議長とし、原則として四半期ごとに開催されます。 取締役会は、経営管理全般に関する重要な事項について、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決議します。
------	---

代表取締役	代表取締役は、委託会社の全般的な業務執行の最高責任者として、取締役会で決議された事項または委任を受けた事項の遂行に対し、権限と責任を有します。
経営委員会	取締役等から構成される経営委員会は、代表取締役を議長とし、原則として毎月1回開催されます。 経営委員会は、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役会から委譲を受けた権限の範囲内において、経営管理全般に関する重要な事項を協議・決定します。

投資運用に関する意思決定プロセス

Plan (計画)	基本的な運用方針は、原則として、毎月1回以上開催される投資戦略委員会において決定されます。 投資戦略委員会は、運用部門長(CIO)および各運用部で構成され、各運用部のトップ・ダウンおよびボトム・アップの調査結果をもとに、国内外の経済動向や市場動向の分析を行い、月次の運用基本方針を協議、決定します。また適宜、長期基本方針を協議、決定します。
Do (実行)	各運用部は、投資戦略委員会で決定された運用基本方針に基づいて運用計画書を策定し、運用部門長(CIO)の承認を受けます。 各運用部のファンドマネジャーは、運用ガイドライン、運用基本方針および運用計画書に従って、ポートフォリオを構築します。
See (検証)	運用リスク管理委員会(IRMC)は、リスク管理委員会(RMC)の分会として、定量的なリスク計測結果をもとに、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。 また、運用部門から独立したコンプライアンス部が、常時、関連法令および運用ガイドラインなどの遵守状況をチェックし、運用の信頼性・安定性の確保を図ります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および同法に定める第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社が運用の指図を行っている公募投資信託は、以下のとおりです。

(平成22年4月30日現在)

基本的性格	ファンド数	純資産総額(単位：百万円)
追加型株式投資信託	22	119,185
追加型公社債投資信託	1	4,404
合計	23	123,590

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の第18期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）及び第19期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）並びに同規則第2条の規定に基づき「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）に基づいて作成しております。当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。なお、当中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表、及び第20期中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

科目	期別	第18期 (平成20年3月31日現在)			第19期 (平成21年3月31日現在)		
		内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
(資産の部)				%			%
流動資産							
現金			200			-	
預金			3,207,259			2,087,049	
前払費用			65,425			54,169	
未収入金			85,366			61,139	
未収委託者報酬			635,524			247,193	
未収投資顧問料			67,602			60,583	
未収還付法人税等			-			271,185	
繰延税金資産			120,385			-	
その他の流動資産			20,593			62,449	
流動資産計			4,202,354	89.9		2,843,771	87.1
固定資産							
有形固定資産							
建物		118,735			105,475		
器具備品		28,831	147,566	3.2	19,079	124,554	3.8
無形固定資産							
ソフトウェア		9,944			11,346		
電話加入権		3,972	13,916	0.3	3,972	15,318	0.5
投資その他の資産							
投資有価証券			-		161		
差入保証金		292,832			267,531		
従業員長期貸付金		2,780			-		
その他の投資		13,308	308,920	6.6	14,050	281,743	8.6
固定資産計			470,402	10.1		421,616	12.9
資産合計			4,672,756	100.0		3,265,387	100.0

（単位：千円）

科目	第18期 （平成20年3月31日現在）			第19期 （平成21年3月31日現在）		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
			%			%
（負債の部）						
流動負債						
預り金		102,695			37,722	
未払金						
未払収益分配金	5,153			2,861		
未払償還金	55,473			59,815		
未払手数料	271,595			102,324		
その他の未払金	77,555	409,775		90,895	255,897	
未払費用		175,705			108,391	
未払法人税等		187,274			12,655	
未払消費税等		32,857			-	
賞与引当金		168,722			103,368	
その他の流動負債		129			100	
流動負債計		1,077,158	23.1		518,135	15.9
固定負債						
退職給付引当金		283,825			331,230	
役員退職慰労引当金		25,531			31,958	
固定負債計		309,356	6.6		363,188	11.1
負債合計		1,386,514	29.7		881,324	27.0
（純資産の部）						
資本金		480,000	10.3		480,000	14.7
資本剰余金						
資本準備金	114,579			114,578		
その他資本剰余金						
資本金減少差益	117,811			117,810		
資本剰余金合計		232,390	5.0		232,389	7.1
利益剰余金						
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金	2,573,853			1,671,674		
利益剰余金合計		2,573,853	55.1		1,671,674	51.2
株式資本合計		3,286,242	70.3		2,384,063	73.0
純資産合計		3,286,242	70.3		2,384,063	73.0
負債・純資産合計		4,672,756	100.0		3,265,387	100.0

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

科目	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
営業収益			%			%
委託者報酬		3,131,490			1,910,840	
投資顧問料		2,064,996			1,314,672	
付随業務収入		1,431,312			542,622	
営業収益計		6,627,798	100.0		3,768,134	100.0
営業費用						
支払手数料		1,133,797			667,716	
広告宣伝費		118,598			76,530	
公告費		1,263			935	
調査費						
調査費	97,719			131,857		
委託調査費	693,791			476,675		
図書費	3,320	794,830		2,857	611,390	
委託計算費		152,823			122,901	
営業雑経費						
通信費	28,773			23,934		
印刷費	98,749			64,995		
協会費	8,291			7,184		
その他営業雑経費	30,119	165,933		22,770	118,883	
営業費用計		2,367,244	35.7		1,598,357	42.4
一般管理費						
給料						
役員報酬	258,708			197,007		
給料・手当	1,140,765			1,172,891		
賞与	502,669	1,902,142		413,093	1,782,992	
退職金		8,941			2,960	
交際費		24,423			13,559	
寄付金		4,700			4,745	
旅費交通費		108,787			41,395	
租税公課		21,978			18,491	
不動産賃借料		231,020			266,112	
退職給付費用		93,658			94,560	
役員退職慰労引当金繰入		6,067			6,247	
賞与引当金繰入		168,722			103,368	
減価償却費		32,807			27,132	
福利厚生費		184,994			155,752	
諸経費		431,411			376,741	
一般管理費計		3,219,651	48.6		2,894,059	76.8
営業利益又は営業損失()		1,040,904	15.7		724,282	19.2

(単位：千円)

科目	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
営業外収益			%			%
受取利息		7,011			6,892	
有価証券利息		150			278	
未払分配金等償還益		3,645			989	
為替換算差益		19,001			9,547	
雑益		2,915			5,175	
営業外収益計		32,722	0.5		22,883	0.6
営業外費用						
支払利息		-			61	
有価証券売却損		4,852			-	
雑損		4,515			5,695	
営業外費用計		9,368	0.1		5,757	0.2
経常利益又は経常損失()		1,064,259	16.1		707,156	18.8
特別利益						
前期損益修正益		-			58,439	
特別利益計		-	0.0		58,439	1.6
特別損失						
特別退職金		-			54,436	
固定資産除却損		1,734			33	
投資有価証券評価損		-			338	
特別損失計		1,734	0.0		54,808	1.5
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()		1,062,524	16.0		703,526	18.7
法人税、住民税及び事業税		528,078			24,796	
法人税等追徴税額		-			53,470	
法人税等調整額		19,052			120,385	
法人税等計		547,130	8.3		198,652	5.3
当期純利益又は当期純損失()		515,395	7.8		902,178	23.9

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

科目	期別	
	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
	金額	金額
株主資本		
資本金		
前期末残高	480,000	480,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	480,000	480,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	114,579	114,578
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	114,579	114,578
その他資本剰余金		
前期末残高	117,811	117,810
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	117,811	117,810
資本剰余金合計		
前期末残高	232,390	232,389
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	232,390	232,389
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	2,058,457	2,573,852
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	515,395	902,178
当期変動額合計		
当期末残高	2,573,853	1,671,674
利益剰余金合計		
前期末残高	2,058,457	2,573,852
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	515,395	902,178
当期変動額合計		
当期末残高	2,573,853	1,671,674
株主資本合計		
前期末残高	2,770,847	3,286,242
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	515,395	902,178
当期変動額合計		
当期末残高	3,286,242	2,384,063
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	19	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	19	-
当期変動額合計		
当期末残高	-	-
評価・換算差額等合計		
前期末残高	19	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	19	-
当期変動額合計		
当期末残高	-	-
純資産合計		
前期末残高	2,770,866	3,286,242
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	515,395	902,178
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	19	-

当期変動額合計	515,376	902,178
当期末残高	3,286,242	2,384,063

重要な会計方針

	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 満期保有目的の債券 同左</p> <p>(2) その他有価証券 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15～24年 器具備品 4～20年</p> <p>（会計方針の変更） 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当事業年度から、平成19年4月1日以降に取得したのものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。これに伴う損益の影響は軽微であります。</p> <p>（追加情報） 当事業年度から、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。 当該変更に伴う損益に与える影響は軽微でありました。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15～24年 器具備品 4～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>

	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
		(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとして算定する方法によっております。 平成19年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、当期の繰入はありません。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に備えて、簡便法により自己都合退職による期末要支給額の100%を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を基準として計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	———
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。	消費税の会計処理 同左

会計処理方法の変更

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>_____</p>	<p>(リース取引に関する会計基準等) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<p>_____</p>	<p>(貸借対照表) 未収収益から未収投資顧問料に変更しました。 (損益計算書) 金融商品取引法への変更に伴い、兼業収入から付随業務収入に変更しました。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第18期 (平成20年3月31日現在)		第19期 (平成21年3月31日現在)	
有形固定資産から控除されている減価償却累計額		有形固定資産から控除されている減価償却累計額	
建物	31,745 千円	建物	45,004 千円
器具備品	<u>49,517</u>	器具備品	<u>58,603</u>
計	81,262	計	103,607

（損益計算書関係）

第18期 (自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日)	第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)
固定資産除却損 固定資産除却損は器具備品1,734千円であります。	固定資産除却損 固定資産除却損は器具備品33千円であり ます。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,600	-	-	9,600

当事業年度（自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,600	-	-	9,600

(リース取引関係)

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース取引に関する会計基準適用初年度開始以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引(借主側)
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額
有形固定資産 器具備品	有形固定資産 器具備品
取得価額相当額 54,590 千円	取得価額相当額 54,590 千円
減価償却累計額相当額 <u>21,836</u>	減価償却累計額相当額 <u>32,754</u>
期末残高相当額 32,754	期末残高相当額 21,836
無形固定資産 ソフトウェア	無形固定資産 ソフトウェア
取得価額相当額 18,145 千円	取得価額相当額 18,145 千円
減価償却累計額相当額 <u>12,701</u>	減価償却累計額相当額 <u>16,330</u>
期末残高相当額 5,444	期末残高相当額 1,815
合計	合計
取得価額相当額 72,735	取得価額相当額 72,735
減価償却累計額相当額 <u>34,537</u>	減価償却累計額相当額 <u>49,084</u>
期末残高相当額 38,198	期末残高相当額 23,650
(2) 未経過リース料期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額
1年内 14,792 千円	1年内 13,291 千円
1年超 <u>24,958</u>	1年超 <u>11,665</u>
合計 39,750	合計 24,957
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額
支払リース料 15,960千円	支払リース料 13,920千円
減価償却費相当額 14,547千円	減価償却費相当額 12,732千円
支払利息相当額 1,708千円	支払利息相当額 1,048千円
(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左
利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分法については、利息法によっております。	同左
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	(減損損失について) 同左

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

区分	第18期			第19期		
	（平成20年3月31日現在）			（平成21年3月31日現在）		
	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	貸借対照表日 における時価 (千円)	差額 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	貸借対照表日 における時価 (千円)	差額 (千円)
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	25,000	25,465	465	-	-	-
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	-	-	-	-	-	-
合計	25,000	25,465	465	-	-	-

2. その他有価証券で時価のあるもの

区分	第18期			第19期		
	（平成20年3月31日現在）			（平成21年3月31日現在）		
	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの						
株式	-	-	-	-	-	-
債券	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
小計	-	-	-	-	-	-
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの						
株式	-	-	-	161	161	-
債券	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
小計	-	-	-	161	161	-
合計	-	-	-	161	161	-

（注）表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当事業年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損338千円を計上しております。

3. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当はありません。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

区分	売却原価 （千円）	売却額 （千円）	売却損益 （千円）	売却の理由
国債	25,000	25,199	199	営業保証金供託の義務が 無くなった為
合計	25,000	25,199	199	-

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

売却損益の合計額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当はありません。

5. 時価評価されていない有価証券

前事業年度（平成20年3月31日）

該当はありません。

当事業年度（平成21年3月31日）

該当はありません。

6. その他の有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

前事業年度（平成20年3月31日）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券				
国債	-	25,000	-	-
計	-	25,000	-	-

当事業年度（平成21年3月31日）

該当はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

該当はありません。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当はありません。

(退職給付関係)

<p style="text-align: center;">第18期 (自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日)</p>	<p style="text-align: center;">第19期 (自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日)</p>
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けている。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 283,825千円</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 93,658千円</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 期末自己都合退職による要支給額を退職給付債務としております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 331,230千円 退職給付引当金 331,230千円</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 94,560千円 退職給付費用 94,560千円</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左</p>

(税効果会計関係)

第18期 (平成 20年 3月 31日)	第19期 (平成 21年 3月 31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
(単位：千円)	(単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金超過額	退職給付引当金超過額
115,488	134,777
役員退職給付引当金超過額	役員退職給付引当金超過額
10,389	13,004
未払賞与	未払賞与
68,653	42,060
未払事業税	未払費用
16,908	37,800
未払費用	株式報酬費用加算
32,773	42,846
その他	繰越欠損金
14,171	248,836
繰越税金資産小計	その他
258,382	17,810
評価性引当金	繰越税金資産小計
137,996	537,133
繰延税金資産合計	評価性引当金
120,385	537,133
	繰延税金資産合計
	-
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
(単位：%)	
法定実行税率	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異については、税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
40.69	
(調整)	
交際費等永久に損金に参入されない項目	
6.44	
住民税均等割等	
0.22	
評価性引当金	
3.18	
その他	
0.96	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	
51.49	

（関連当事者との取引）

第18期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1)親会社及び法人主要株主等

（単位：千円）

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	Invesco Asset Management Ltd	Finsbury Square, London, UK	120,054千英ポンド	投資顧問会社	(被所有)直接100.00	-	投資顧問	受取投資顧問料	60,946	その他未払金	16,103
							支払投資顧問料	217,840			
	Invesco UK Ltd	Finsbury Square, London, UK	75,563千英ポンド	持株会社	(被所有)間接100.00	-	グループ会社管理	グループ会社管理費用	57,529	その他未払金	3,947

(2)兄弟会社等

（単位：千円）

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有(被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社の子会社	Invesco Asset Management Ireland Ltd	Georges Quay House 43 Townsend Street Dublin 2, Ireland	515千米ドル	投資顧問会社	-	-	投資顧問	受取投資顧問料	313,673	未収入金	10,421
親会社の子会社	Invesco Institutional (N.A) Inc	One Midtown Plaza 1360 Peachtree street N.E Atlanta, Georgia 30309 U.S.A	699,289千米ドル	投資顧問会社	-	-	投資顧問	支払投資顧問料	28,198	預り金	64,176
								人件費	65,775	その他未払金	4,810
親会社の子会社	Invesco Senior Secured Management Inc	1166 Avenue of the Americas New York 10036 U.S.A	1千米ドル	投資顧問会社	-	-	投資顧問	受取付随業務収入	471,976	未収入金	29,667
								支払投資顧問料	30,376		
親会社の子会社	Invesco Management SA	10 rue Henri Schnadt Luxembourg	3,840千米ドル	投資顧問会社	-	-	投資顧問	受取投資顧問料	533,842	未収入金	22,280
親会社の子会社	Investment Fund Administrators Ltd.	Georges Quay House 43 Townsend Street Dublin 2, Ireland	360千米ドル	投資顧問会社	-	-	投資顧問	受取投資顧問料	226,759	未収入金	9,615
親会社の子会社	Invesco Hong Kong Limited	32nd Floor, Three Pacific Place 1 Queen's Road East Hong Kong	201,173千香港ドル	投資顧問会社	-	-	投資顧問	受取付随業務収入	870,150	未収入金	971

（注）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

第19期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に影響はありません。

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 会 社	INVESCO Asset Management Ltd	Finsbury Square, London, UK	120,054千 英ポンド	投資顧問 会社	(被所有) 直接 100.00	投資顧問	受取投資 顧問料	8,988	未収入金	320
							支払投資 顧問料	197,686	その他 未払金	14,588

（注）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 会 社 の 子 会 社	INVESCO Senior Secured Management Inc	1166 Avenue of the Americas New York 10036 U. S.A	1千 米ドル	投資顧問 会社	なし	投資顧問	受取 付随業務収入	438,184	未収入金	23,886
							支払投資 顧問料	26,855	その他 未払金	2,045

（注）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。

2 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

INVESCO Asset Management Ltd（非上場）

INVESCO UK Ltd（非上場、持株会社）

INVESCO Ltd.（ニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 342,316円90銭	1株当たり純資産額 248,339円98銭
1株当たり当期純利益金額 53,686円98銭	1株当たり当期純損失金額 93,976円91銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額()の算定上の基礎

	第18期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第19期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
当期純利益又は 当期純損失()(千円)	515,395	902,178
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失()(千円)	515,395	902,178
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
期中平均株式数(株)	9,600	9,600

(重要な後発事象)

特記すべき事項はありません。

[次へ](#)

2. 中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

科目	期別	第20期中間会計期末 (平成21年9月30日現在)		
		内訳	金額	構成比
(資産の部)				%
流動資産				
現金及び預金			1,760,719	
前払費用			54,667	
未収入金			116,664	
未収委託者報酬			548,455	
未収投資顧問料			240,354	
その他の流動資産			45,404	
流動資産計			2,766,265	87.2
固定資産				
有形固定資産 1				
建物		99,622		
器具備品		15,977	115,600	3.6
無形固定資産				
ソフトウェア		9,200		
電話加入権		3,972	13,172	0.4
投資その他の資産				
投資有価証券		161		
差入保証金		263,835		
その他の投資		13,611	277,608	8.8
固定資産計			406,381	12.8
資産合計			3,172,646	100.0

（単位：千円）

科目	期別	第20期中間会計期末 （平成21年9月30日現在）		
		内訳	金額	構成比
				%
（負債の部）				
流動負債				
預り金			24,597	
未払金				
未払収益分配金	2,484			
未払償還金	62,479			
未払手数料	263,847			
その他の未払金	71,870		400,681	
未払費用			130,677	
未払法人税等			9,268	
未払消費税等 2			11,021	
賞与引当金			205,788	
その他の流動負債			5,268	
流動負債計			787,303	24.8
固定負債				
退職給付引当金			349,075	
役員退職慰労引当金			36,580	
固定負債計			385,656	12.2
負債合計			1,172,959	37.0
（純資産の部）				
株主資本				
資本金			480,000	15.1
資本剰余金				
資本準備金	114,578			
その他資本剰余金				
資本金減少差益	117,810			
資本剰余金合計			232,389	7.3
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	1,287,297			
利益剰余金合計			1,287,297	40.6
株主資本合計			1,999,687	63.0
純資産合計			1,999,687	63.0
負債・純資産合計			3,172,646	100.0

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

科目	第20期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)		
	内訳	金額	構成比
営業収益			%
委託者報酬		973,634	
投資顧問料		479,148	
付随業務収入		255,445	
営業収益計		1,708,228	100.0
営業費用			
支払手数料		408,786	
広告宣伝費		10,063	
公告費		775	
調査費			
調査費	84,873		
委託調査費	249,362		
図書費	1,634	335,870	
委託計算費		59,658	
営業雑経費			
通信費	12,335		
印刷費	27,870		
協会費	3,588		
その他営業雑経費	90	43,884	
営業費用計		859,039	50.3
一般管理費			
給料			
役員報酬	107,016		
給料・手当	484,190		
賞与	70,398	661,605	
退職金		2,395	
交際費		2,696	
寄付金		4,700	
旅費交通費		12,139	
租税公課		5,373	
不動産賃借料		133,127	
退職給付費用		43,024	
役員退職慰労引当金繰入		4,622	
賞与引当金繰入		103,726	
減価償却費 1		11,100	
福利厚生費		54,672	
諸経費		208,446	
一般管理費計		1,247,631	73.0
営業損失()		398,442	23.3

(単位：千円)

科目	第20期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)		
	内訳	金額	構成比
営業外収益			%
受取利息		810	
為替換算差益		472	
還付加算金		7,670	
雑益		7,141	
営業外収益計		16,095	0.9
営業外費用			
雑損		884	
営業外費用計		884	0.1
経常損失()		383,231	22.4
税引前中間純損失()		383,231	22.4
法人税、住民税及び事業税		1,145	
法人税等計		1,145	0.1
中間純損失()		384,376	22.5

(3)中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

科目	期別	第20期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
	金額	
株主資本		
資本金		
前期末残高		480,000
当中間期変動額		-
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		480,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		114,578
当中間期変動額		-
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		114,578
その他資本剰余金		
前期末残高		117,810
当中間期変動額		-
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		117,810
資本剰余金合計		
前期末残高		232,389
当中間期変動額		-
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		232,389
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		1,671,674
当中間期変動額		
中間純損失()		384,376
当中間期変動額合計		
当中間期末残高		1,287,297
利益剰余金合計		
前期末残高		1,671,674
当中間期変動額		
中間純損失()		384,376
当中間期変動額合計		
当中間期末残高		1,287,297
株主資本合計		
前期末残高		2,384,063
当中間期変動額		
中間純損失()		384,376
当中間期変動額合計		
当中間期末残高		1,999,687
純資産合計		
前期末残高		2,384,063
当中間期変動額		
中間純損失()		384,376
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)		-
当中間期変動額合計		384,376
当中間期末残高		1,999,687

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第20期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15～24年 器具備品 4～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとして算定する方法によっております。 平成19年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

	第20期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。ただし、当中間期の繰入はありません。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に備えて、簡便法により自己都合退職による中間期末要支給額の100%を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を基準として計上しております。</p>
4. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p>
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

	第20期中間会計期間末 (平成21年 9月30日現在)						
1 有形固定資産から控除されている減価償却累計額	<table> <tr> <td>建物</td> <td>50,857千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>61,705</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>112,562</td> </tr> </table>	建物	50,857千円	器具備品	61,705	計	112,562
建物	50,857千円						
器具備品	61,705						
計	112,562						
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「未払消費税等」に含めて表示しております。						

（中間損益計算書関係）

	第20期中間会計期間 (自平成 21年 4月 1日 至平成 21年 9月 30日)				
1 減価償却実施額	<table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>8,954 千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>2,145 千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	8,954 千円	無形固定資産	2,145 千円
有形固定資産	8,954 千円				
無形固定資産	2,145 千円				

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	9,600	-	-	9,600

(リース取引関係)

第20期中間会計期間
(自平成21年4月1日
至平成21年9月30日)

リースの取引開始日が会計基準適用初年度開始(平成20年3月31日)以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引
(借主側)

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	有形固定資産 器具備品	無形固定資産 ソフトウェア	合計	
取得価額相当額	54,590	18,145	72,735	千円
減価償却累計額相当額	<u>38,213</u>	<u>18,145</u>	<u>56,358</u>	
中間期末残高相当額	16,377	0	16,377	

(2) 未経過リース料中間期末残高相当額

1年内	11,471千円
1年超	<u>5,881</u>
合計	17,353

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	7,980千円
減価償却費相当額	<u>7,273千円</u>
支払利息相当額	375千円

(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分法については、利息法によっております。

（有価証券関係）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

第20期中間会計期間（自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日）
該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

区分	第20期中間会計期間 （平成21年9月30日現在）		
	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	161	161	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	161	161	-
合計	161	161	-

（注）表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

（デリバティブ取引関係）

第20期中間会計期間（自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日）
該当はありません。

（持分法損益等）

第20期中間会計期間（自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日）
関連会社がないため記載しておりません。

(1株当たり情報)

第20期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	
1株当たり純資産額	208,300円74銭
1株当たり中間純損失金額	40,039円23銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間純損失金額()の算定上の基礎

	第20期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
中間純損失()(千円)	384,376
普通株式に係る中間純損失()(千円)	384,376
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
期中平均株式数(株)	9,600

(重要な後発事象)

重要な事業の譲受

インベスコ・リミテッド(ニューヨーク証券取引所上場)は、米国時間平成21年10月19日、ヴァン・キャンペン・インベストメンツを含むモルガン・スタンレーの米国を中心とするリテール資産運用事業を取得することについて最終合意いたしました。

この合意は、日本における事業も対象となっております。当社はモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社の運用資産の一部を承継する予定であり、現在、対象事業の統合に向けての準備を進めております。統合完了は、平成22年半ばを予定しております。

(その他)

特記すべき事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の規定により、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額または市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更等

定款の変更は、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他重要事項

重要な事業の譲受

インベスコ・リミテッド（ニューヨーク証券取引所上場）は、米国時間平成21年10月19日、ヴァン・キャンペン・インベストメンツを含むモルガン・スタンレーの米国を中心とするリテール資産運用事業を取得することについて最終合意いたしました。

この合意は、日本における事業も対象となっております。委託会社はモルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社から、日本株式運用戦略全般および外国株式パッシブ運用戦略全般等にかかる事業を譲り受ける予定であり、現在、対象事業の統合に向けての準備を進めております。統合完了は、平成22年7月5日を予定しております。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額 (平成21年9月30日現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (平成21年9月30日現在)	事業の内容
株式会社広島銀行	54,573百万円	銀行法に基づき銀行業務を営んでいます。
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,196,295百万円	〃
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の一部につき、下記再信託受託会社に委託することができます。

<再信託受託会社の概要>

名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金	10,000百万円(平成21年9月30日現在)
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的	原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を、原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・解約金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。

3【資本関係】

(1)受託会社

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

金融商品取引法第13条に規定するあらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、同条に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。なお、両者を総称して「投資信託説明書（目論見書）」と記載することがあります。

交付目論見書に、当ファンドの信託約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」の詳細な内容については、当該信託約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。

届出書本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」の主要内容を要約し、「ファンドの概要」として、交付目論見書の冒頭に記載することがあります。また、ファンドの概要を独立して販売用資料として使用することがあります。

「投資信託説明書（目論見書）」の表紙にロゴ・マーク、図案およびキャッチコピーを採用すること、またファンドの商品分類、申し込みに関する事項などを記載することがあります。

「投資信託説明書（目論見書）」の表紙に、課税上は株式投資信託として取り扱われる旨を記載します。

「投資信託説明書（目論見書）」の表紙の裏面に、以下の趣旨の事項を記載することがあります。

先進国株式インデックス・ファンドは、株式などの値動きのある有価証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）などに投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

「投資信託説明書（目論見書）」の表紙の裏面に、以下のお知らせを記載することがあります。当ファンドは平成22年7月5日付で、委託会社が「モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社」から「インベスコ投信投資顧問株式会社」に変更されます。なお、同日以前の記載内容は、変更前の委託会社の商号を使用しています。

「投資信託説明書（目論見書）」に、投信評価機関、投信評価会社などによるレーティング、評価情報および評価分類などを表示する場合があります。

「投資信託説明書（目論見書）」は電子媒体としてインターネットなどに掲載されることがあります。

「投資信託説明書（交付目論見書）」に用語解説を添付します。

独立監査人の監査報告書

平成21年8月6日

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	勝 又 三 郎	印
--------------------	-------	---------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 田 信 之	印
--------------------	-------	---------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている先進国株式インデックス・ファンドの平成20年12月19日から平成21年6月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、先進国株式インデックス・ファンドの平成21年6月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月10日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会御中**新日本監査法人**代表社員 公認会計士 松村 直季
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 三浦 昇

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年2月8日

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	勝 又 三 郎	印
--------------------	-------	---------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 田 信 之	印
--------------------	-------	---------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている先進国株式インデックス・ファンドの平成21年6月19日から平成21年12月18日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、先進国株式インデックス・ファンドの平成21年12月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月10日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会御中**新日本有限責任監査法人**

指定有限責任社員	公認会計士	松村 直季
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	三浦 昇
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月10日

インベスコ投信投資顧問株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	三浦 昇
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	鴨下 裕嗣
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第20期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インベスコ投信投資顧問株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)